

障害福祉サービス事業者等の指定のガイドライン

令和8年6月

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部

こども家庭庁 支援局

目次

1. ガイドラインの概要.....	1
(1) 背景と目的	1
(2) ガイドラインの概要.....	2
2. 事業者指定申請の全体像.....	4
(1) 指定権者の役割.....	4
(2) 新規指定の一般的な流れ.....	5
(3) 指定事務におけるサービスの質確保に向けた取組事例.....	9
(4) その他の指定に関連する手続きについて.....	14
(5) 【参考】サービス種別のガイドラインについて.....	20
(6) 【参考】サービス種別の指定基準について.....	20
3. 総量規制について.....	21
(1) 概要	21
(2) 制度の背景・目的.....	22
(3) 総量規制の活用の流れ.....	22
(4) 総量規制の活用事例.....	26
(5) 留意事項	30
4. 意見申出制度	32
(1) 意見申出制度の概要.....	32
(2) 制度の背景・目的.....	32
(3) 活用の流れ	33
(4) 意見申出制度の活用事例.....	37
(5) 留意点	38

1. ガイドラインの概要

(1) 背景と目的

障害福祉サービス等の事業においては、近年様々な形態の事業者が参入してきている。事業所数の増加により利用者の選択肢が拡大しているものの、一部の事業者において法令遵守意識の欠如や、利用者に対する不適切な支援、さらには不正請求による指定取消等の行政処分事例がみられ、サービスの質の確保が極めて重要な課題となっている。

こうした状況下で、事業の入り口となる「事業者指定」を担う指定権者（都道府県、指定都市、中核市等）は、サービスの質確保という観点で、非常に重要な役割を担っている。

事業者指定事務の重要性が増す一方で、その運用状況は指定権限ごとにばらつきがある状況であり、指定事務の実務的な運用の多くは各自治体の裁量に委ねられている現状がある。また、事業者指定に関連する制度として、都道府県等が指定権限を有する一部の障害福祉サービス等について、都道府県等の障害福祉計画・障害児福祉計画（以下「障害福祉計画等」という。）の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるとき（計画に定めるサービスの必要な量に達している場合等）には、事業所等の指定をしないことができる仕組み（いわゆる総量規制。以下単に「総量規制」という。）や、令和6年4月からは、地域のニーズに応じたサービス提供体制の確保を図ることを目的に、都道府県が行う事業者指定及び指定更新に対し市区町村が関与できる仕組み（以下「意見申出制度」という。）が創設されたが、活用している自治体は一部に限られているのが現状である。

以上を踏まえて、本ガイドラインは、総量規制や意見申出制度等の法的枠組みを効果的に運用し、都道府県等の指定事務を支援することを目的として、事業者指定事務の全体像や指定事務に関連する制度の概要を体系的にまとめた資料として作成したものである。指定の手引きやガイドラインを策定していない自治体においては、日々の指定事務や引継ぎ時の参考資料として活用していただきたい。また、既に指定の手引きやガイドラインを策定している自治体においても、総量規制や意見申出制度といった指定事務に関連する制度を活用するにあたり、その導入方法や運用方法について参考にいただきたい。

(2) ガイドラインの概要

障害福祉サービス事業者等の指定のガイドラインの概要 ① 指定事務の流れ

ガイドライン案の概要

- 障害福祉サービス等の事業においては、近年様々な形態の事業者が参入してきており、事業所数の増加により利用者の選択肢が拡大しているものの、一部の事業者において法令遵守意識の欠如や、利用者に対する不適切な支援、さらには不正請求による指定取消等の行政処分事例がみられ、サービスの質の確保が極めて重要な課題となっている。
- こうした状況下で、事業の入り口となる「事業者指定」を担う指定権者（都道府県、指定都市、中核市等）は、サービスの質の確保という観点で非常に重要な役割を担っている。
- 本ガイドラインでは、指定事務を行うにあたって指定権者が遵守することが望ましい指針を示すとともに、質の向上に向けた効果的な取組事例や、いわゆる総量規制・意見申出制度といった指定事務に関連する制度の具体的な活用方法を示したものである。

■ 指定の流れ（例）



■ サービスの質の確保に向けた指定事務の取組事例



② いわゆる総量規制

制度概要

障害者総合支援法第36条第5項及び第38条第2項、障害者総合支援法施行規則第34条の20、児童福祉法第21条の5の15第5項及び第24条の9第2項、児童福祉法施行規則第18条の30の2

事業所等から指定申請があった時に、

- 「都道府県等が定める区域における当該サービスの利用（入所）定員の総数（＝供給サービス量）」が「都道府県等の障害福祉計画・障害児支援計画（以下「障害福祉計画等」という。）において定める、都道府県等が定める区域における当該サービスの必要利用（入所）定員の総数（＝サービス見込量）」以上となっている又は当該指定により超えることになると認める場合
 - 都道府県等の障害福祉計画等の達成に支障を生じるおそれがあると認める場合
- のいずれかに該当する場合は、指定しないことができる制度（いわゆる総量規制）。以下単に「総量規制」という。）

■ 総量規制の対象サービス（2026年3月時点）

○障害者総合支援法

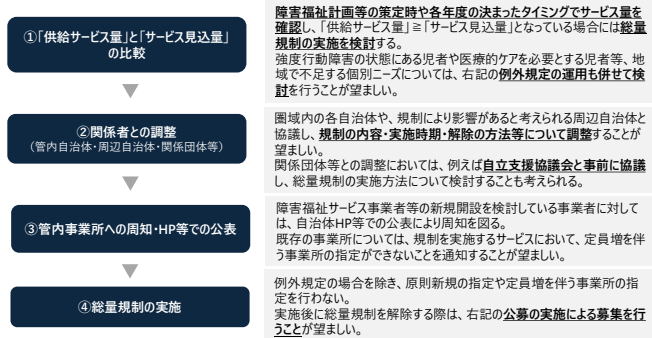
生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型、障害者支援施設

○児童福祉法

児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児入所施設

※令和9年4月1日からは共同生活援助が新たに対象サービスとなる。

■ 総量規制導入までの流れ（例）



■ 総量規制のイメージ（上記概要①）

以下の場合には総量規制を検討し、指定しないことができる。



■ 例外規定の運用

地域で不足している個別ニーズ等については、総量規制の対象外として例外規定を定め、供給サービス量の調整と地域ニーズの反映を図った運用をすることが望ましい。

< 例外的な取り扱い（例） >

- 強度行動障害の状態にある児者、重症心身障害児者、医療的ケアを必要とする児者等を対象とする場合
- 事業継承等で実質的に支援体制に変更が無い新規指定の場合
- その他自治体が必要と認められる場合

■ 公募の実施（総量規制の解除）

総量規制の実施後は、定期的（年に一度、障害福祉計画等の策定時、等）に「サービス見込量」が「供給サービス量」を上回っている場合（供給サービス量が不足している場合）は、総量規制の解除を検討する。

解除の方法として、サービスの質確保と地域ニーズを反映するために、公募の実施による募集を行うことが望ましい。

< 評価項目設定の観点（例） >

項目	選定基準設定の観点	< 公募の流れ（例） >
所在地	圏域や地域内における事業所の充足状況を勘案する等	① 公募要項の公表・募集 自治体HP等で公表 評定基準や配点を公表 することも考えられる
設備	訓練・作業室等必要な設備の設置状況が十分か等	② 選考の実施 有識者、事業者代表者、自治体職員等からなる選定委員会の設置を要綱等で定めておくことが望ましい
人員配置	人員の充実度、従業者の経験年数等	③ 結果通知・公表 自治体HP・メール等で通知・公表
事業継続性	運営実績があるか、収支通しの根拠が明確か等	④ 従来の指定手続き 選定された事業者においては従来の指定手続きを経て指定を行う
職員の質向上の取り組み	職員の研修等への取り組み状況、職場環境向上の取り組み等	⑤ 指定
運営方針	地域との交流、関係機関との連携についての取り組み等	
開設の目的・事業計画等	障害福祉計画等の達成に資する支援内容かどうか、ニーズがあるか等	

上記のほか、具体的な支援対象者を示したうえで、その支援対象へのアセスメント、支援内容、個別支援計画等を作成・提出してもらい評価する方法も考えられる。

③ 意見申出制度

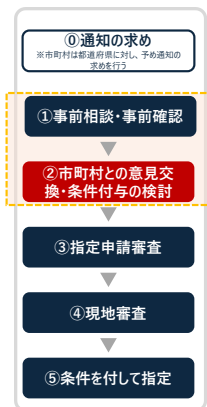
制度概要

障害者総合支援法第36条第6項、第7項及び第8項、第49条第1項並びに第50条第1項第2号、児童福祉法第21条の5の15第6項から第8項まで及び第21条の5の23第1項並びに第21条の5の24第1項第2号

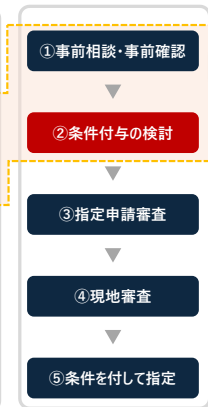
市町村が障害福祉計画・障害児支援計画（以下「障害福祉計画等」という。）で地域のニーズを把握し、**必要なサービスの提供体制の確保**を図るよう、令和6年4月から、

- 市町村は、都道府県の事業者指定について、障害福祉計画等との調整を図る見地から意見を申し出ること
- 都道府県は、その意見を勘案して指定に際し必要な条件を付し、条件に反した事業者に対して催告及び指定取消しを行うこと
- 指定都市、中核市においても、市の障害福祉計画等との調整を図る見地から、事業所の指定にあたって、当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付すことをできることとした制度。

■ 指定フローの例（都道府県）



■ 指定フローの例（指定都市・中核市）



■ 意見申出制度活用時のポイント

- 事前相談段階で、意見申出制度により指定時に条件付与の可能性を希望者へ説明しておくことが望ましい。
- 都道府県においては、管内の市町村に対して、定期的（年1回、等）に通知を求めるサービスに変更がないか確認する等、**積極的に制度の活用を働き掛ける**ことが望ましい。
- 指定都市・中核市においては、自らが指定権者のため、通知の求めは不要であるが、例えば条件付与を行う可能性のあるサービスにおいては自治体HP等でその旨を事前に周知することで、効果的に制度を活用できると考えられる。
- 障害福祉計画等を踏まえた条件付与であることから、**市町村は本制度の積極的な活用を踏まえた障害福祉計画等の策定を行う**ことが望ましい。

■ 具体的に想定される条件の例

- 市町村が計画に記載した障害福祉サービスのニーズを踏まえ、事業者の**サービス提供地域や定員の変更（制限や追加）**を求めること
- 市町村の計画に中重度の障害児者や、ある障害種別の受入体制が不足している旨の記載がある場合に、**事業者職員の研修参加や人材確保等、その障害者の受入に向けた準備を進める**こと
- サービスが不足している近隣の市町村の障害児者に対してもサービスを提供すること
- 計画に地域の事業者が連携した体制構築に関する記載がある場合、**事業者のネットワークや協議会に、事業者が連携・協力又は参加すること**

■ 総量規制と組み合わせた活用方法

総量規制を実施している場合は、意見申出制度を併せて活用することで、以下のような運用方法が考えられる。

○ 総量規制 × 例外規定 と組み合わせた活用

総量規制を実施しているサービスにおいて、**例外的な取り扱い**（例：強度行動障害の状態にある児者、重症心身障害児者、医療的ケアを必要とする児者等を主として受け入れる事業者については総量規制の対象外とする場合等）に基づき指定を行う場合においては、障害福祉計画等との調整を図る見地から、指定の際に、その旨（当該障害児者を受け入れること等）を条件として付すことで、**例外的な取り扱いを担保**することが考えられる。

○ 総量規制 × 公募の実施 と組み合わせた活用

総量規制を実施しているサービスにおいて、公募の実施により事業者指定を行っている場合においては、**公募の際に要件としている内容**（例：開設予定地域や支援内容等）について、障害福祉計画等との調整を図る見地から、指定の際に、その旨（公募の応募時に計画していた開設予定地域への開設を求めること、公募の応募時に計画していた支援が実施されるよう必要な人員・設備を揃えること等）を条件として付すことで、公募で付した条件を担保することが考えられる。

2. 事業者指定申請の全体像

(1) 指定権者の役割

指定権者は指定の申請を受け付ける際に、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）、児童福祉法その他関係法令の規定をはじめ障害児者支援や障害福祉制度等の障害福祉サービス等の円滑な運営に必要な知識等を有しているか、利用者に適した支援内容となっているか、安定的・継続的にサービスを提供することが見込める事業計画となっているか等、適切なサービス提供を行うことができる事業者であるかを総合的に審査し、障害者総合支援法第 36 条等の規定に基づき、事業者を指定することが求められる。

そのため、指定申請の審査をするに当たっては、本ガイドラインの内容も踏まえ、適切に指定を行っていただきたい。

また、障害児者支援や障害福祉制度等といった障害福祉サービス等の円滑な運営のための知識が必要不可欠であるにもかかわらず、「特段の知識等がなくとも事業所の運営は可能であり、高収益が実現できる」等の謳い文句により、安易な事業所の開設を他者に勧める等の不適切な行為を行っている者がいることを把握した場合には、地域の関係機関同士で情報共有を行うとともに、別添様式を参考に、厚生労働省、こども家庭庁及び他の指定権者に対し情報提供を行うことが望ましい。

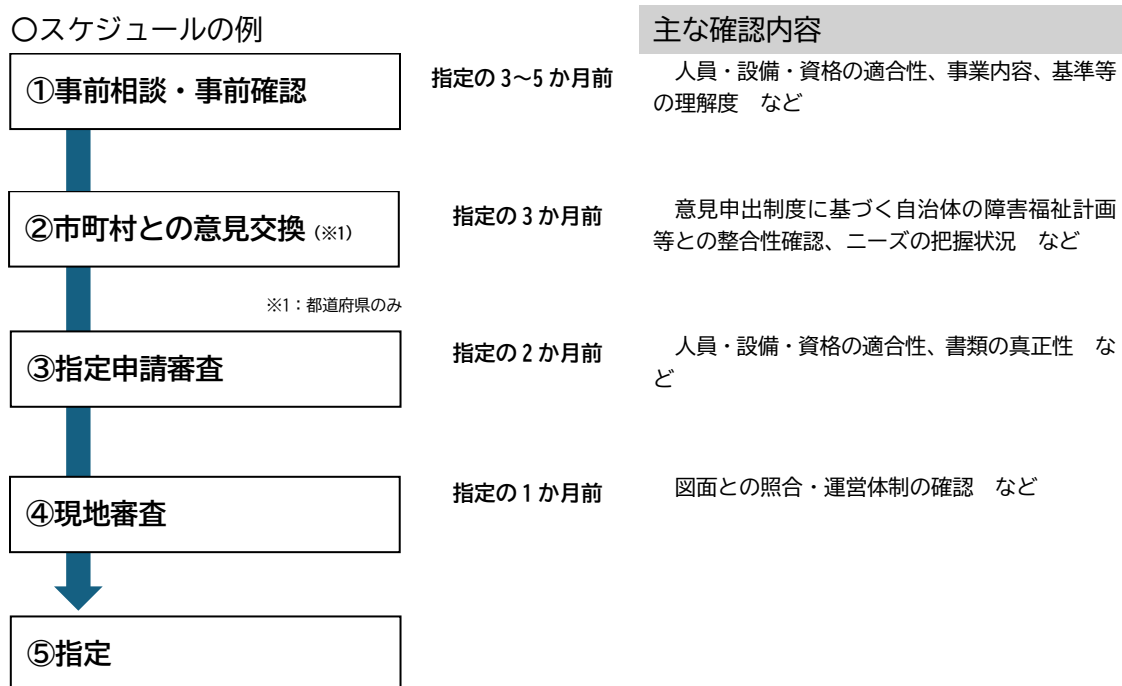
なお、障害福祉サービス等事業所の指定申請の意向がある者（以下「指定希望者」という。）に対して、面談や確認等を行う場合は、適切なサービス提供を行うことができる事業者であるかを判断するため、指定希望者が委託等をしているコンサルティング会社や代理者等ではなく、必要に応じて本人確認を行い、必ず指定希望者の法人の代表者、事業所の管理者やサービス管理責任者等（以下「法人の代表者等」という。）に対して行うこと。

また、少なくとも、事業計画書等の審査開始から、指定後、適切な運営が確認されるまで（例えば最初の運営指導まで）は、やむを得ないと認められる場合を除き、指定に係る審査時に面談等を行った法人の代表者等が一貫した事業運営を行うことが望ましいため、指定希望者に予めその旨を伝えること。

(2) 新規指定の一般的な流れ

新規指定における一般的な指定事務の流れの一例を以下の通り示す。各指定権者の状況やサービス種別等により、必要に応じて内容を組み合わせながら指定事務を行うことが望ましい。

また、(3)に記載する取組事例も併せて参考にされたい。



①事前相談・事前確認

指定権者は、指定希望者に対し、指定申請書類を受理する前に、下記の説明事項及び確認事項を踏まえ、指定基準等について十分に説明するとともに、事業開始の理由等について確認を行い、特に高収益や高利回りを謳ったフランチャイズの加盟募集やコンサルタントの提案等により、福祉の経験がない又は利益最優先で支援体制が整っていないとはっきりとわかるものについては、必要な助言を行うことが望ましい。

なお、事前説明については、面談だけでなく、説明会のような集合形式を活用する等、効率的な実施も考えられる。一方で、事前確認については、個別性が高いことから、面談による方法で行うことが望ましい。

また、確認事項について説明を求める場合は、行政書士やコンサルティング会社等の代理人ではなく、事業の内容を把握している事業者の代表者等から説明してもらうことが望ましい。

<説明事項>

- ・関係法令（障害者総合支援法・児童福祉法）・指定基準等の遵守
- ・関係法令（障害者総合支援法・児童福祉法）・指定基準等に違反時のペナルティ（指定取り消し等）について
- ・個別支援計画の作成を含む利用者の支援方法について
- ・管内の優良事業所からの情報共有
- ・総量規制の実施状況について
- ・意見申出制度について（市町村への通知が必要なサービスに該当しているか等）
- ・生産活動について（就労系サービスのみ）
- ・就労支援事業会計の取扱いについて（就労系サービスのみ）
- ・その他の留意事項
（個別ニーズを踏まえた支援の重要性、虐待防止に対する対応、報酬の性質等）

<確認事項>

- ・事業開始の理由
- ・法人理念（障害児者支援に対する理念や目的を含む）
- ・必要な知識を有しているか
- ・遵守すべき事項を理解しているか
- ・人員の状況（サービス管理責任者等の資格者や職員の確保見込等）
- ・設備の状況（設備基準、他法令への合致状況等）
- ・開設予定市町村との調整状況、ニーズ調査の実施状況等（開設地域のニーズを把握しているか）
- ・当該サービスや地域を選択した理由・主として想定している受け入れ対象者や支援内容（障害種別や障害の程度等）
- ・障害種別等を踏まえた支援体制の整備（必要機器・設備や知識を有する職員の有無等）
- ・申請事業者による別の既存事業所の実施状況（基準違反の状況等）
- ・就労支援の方針（就労系サービスのみ）

②意見申出制度に基づく市町村意見の確認・検討

令和6年4月から、意見申出制度が創設され、市町村が通知を求めているサービスにおいて事業者から指定申請があった場合、都道府県は当該関係市町村長にその旨を通知することとなっている。また、市町村から障害福祉計画等との調整を図る見地から意見があった場合は、その内容について当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付すことができる。

また、指定都市・中核市においては自らが指定権者であり、市町村障害福祉計画等との調整を図る見地から、事業所の指定にあたって、当該事業の適正な運営を確保するために必要

と認める条件を付すことができる。

なお、意見申出制度の詳細については本ガイドラインの第4項にて改めて記載する。

③指定申請審査

指定申請書類の審査を行う際に、障害福祉サービス等事業への用途変更が完了していること、物件の改修工事や消防署の指導による設備の設置が完了又は完了見込みであるか確認した上で指定予定年月日を決定すること。

また、指定申請時に予定されていた確認事項、見込み事項等について、確実に完了しているかを、各種証明書類にて確認すること。なお、期日までの完了が確認できなければ、指定年月日を延長し、完了確認を行うこと。

指定申請書類の中では、特に以下の項目で不備が見られることが多いため、審査に際しては留意すること。

- ・運営規程
(記載が必要な項目が抜けている 等)
- ・従業者の勤務の体制及び勤務形態の不備
(基準に必要な人員が配置されていない、常勤換算の計算が誤っている 等)
- ・管理者・サービス管理(提供)責任者の経歴書
(必要な実務経験日数が足りない 等)

なお、就労系サービスにおいて在宅支援が行われる場合は、「就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について」(平成19年4月2日障発第0402001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)や「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.8(令和7年3月31日)問2」等に照らして、運営規程等が適切な内容になっているか確認すること。

また、就労系サービスにおける生産活動会計を含む経営的観点など、専門的な観点が必要と考えられる場合は、専門家により構成する専門家会議等による審査を実施し、その結果も踏まえて指定申請審査を行うことが望ましい。

<専門家例>

協議会等を構成する団体や地域の模範となる優良事業所、地域の社会福祉協議会等から推薦された者、中小企業診断士、社会保険労務士、税理士、公認会計士、弁護士、行政書士、よろず支援拠点 等

○申請書類の標準化について

令和 7 年 3 月 31 日、障害福祉サービス等事業者が自治体に対して行う指定申請等の手続について、こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式等（標準様式等）により行うための法令上の措置が講じられた（令和 8 年 4 月施行）ため、指定審査は標準様式等を用いて行うこと。

■様式の掲載場所

- ・厚生労働省ホームページ「障害福祉分野における手続負担の軽減（指定申請等の様式の標準化等）」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisahukushi/seisansei/index.html

- ・こども家庭庁ホームページ「指定申請様式例一覧」

<https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/shisaku/hoshukaitei/shitei>

④現地審査

指定申請書類に基づき、指定予定年月日までに利用者を適切に受け入れられる状態となっているか確認すること。申請事項についての事実確認の方法は、現地審査を実施することが望ましい。

- ・指定基準で定められている設備要件が守られているか
- ・物件の改修工事が完了しているか
- ・消防署の指導による設備の設置が完了しているか
- ・サービス提供記録のひな型や掲示物、職員の出退勤管理等、運営基準の整備状況
- ・事業開始に必要な設備や備品が揃っているか 等

⑤指定

指定後は、新規指定事業者を対象に、運営に必要な書類が整備されているか、適切な支援がなされているか等を確認するため、指定後の運営指導を行うことが望ましい。

上記を行う場合は、指定を行う際に、新規指定事業者に対し、今後、運営の実態を把握する目的で運営指導等を行う旨を伝える。

（３）指定事務におけるサービスの質確保に向けた取組事例

指定事務において、サービスの質確保に向けた取組を行っている自治体の事例を、以下の通り紹介する。各指定権者に状況に応じ、参考にできる部分は積極的に取り入れることが望ましい。

また、後述する３（４）総量規制の活用事例や４（４）意見申出制度の活用事例も組み合わせ活用いただきたい。

取組①：事前説明会等の実施

新規指定を希望する申請者に対して、障害福祉分野における法令や各種制度の理解を深めてもらうため、申請前に説明会や制度理解のためのフローを設けることで、新規事業者のサービスの質確保に繋げている事例がある。

<事例①>

自治体区分	都道府県
指定の流れ	① 事前説明会への出席（指定６か月以上前） →指定申請手続きの説明、指定基準、留意事項等を説明 ② 申請者から市町村への事前相談（指定４か月以上前） →開設予定の市町村障害福祉担当課へ障害福祉計画への合致を確認 ③ 事前協議（指定３か月以上前） →平面図を用いた設備基準の確認、人員における資格要件の確認等 ④ 指定申請書類の提出（指定２か月以上前） ⑤ 審査・修正、現地確認（指定１か月前） →現地確認は管轄する出先機関（福祉事務所）にて実施 ⑥ 指定（指定月１日）
備考	・新規指定を申請する事業者については、月１回開催している事前説明会（対面で実施）への参加を必須としており、説明会参加後に事前相談・指定申請に進むことができる。 ・新規指定申請について都度個別に電話等で対応するよりは業務の効率化が図れており、一定の効果が出ていると感じている。 ・申請者から市町村への事前相談の確認については、市町村の障害福祉計画との合致（ニーズの確認）に加えて、意見申出制度の活用を兼ねて実施。事業者から管内自治体へ事業内容を説明し、意見書を作成してもらう。意見書は指定申請書類と一緒に提出してもらっている。

<事例②>

自治体区分	都道府県
指定の流れ	① 事業所説明会の実施（指定の約4～6か月前） →Youtubeを活用した説明会・習熟度テストの実施 ② 事前相談（指定2～3か月前まで） →メールにて事業計画書や事前相談の様式（事前確認票）を提出してもらい、指定基準や事業内容の確認を実施 ③ 指定申請書類の提出（指定1か月前まで） ④ 審査・修正 ⑤ 指定（指定月1日）
備考	・ 新規指定を希望する事業者については、事業所説明会への申し込み・参加を必須としている。 ・ 事業所説明会は年に複数回実施（例：翌年4～6月に新規開設を予定している場合、前年の12月に説明会実施、等）。 ・ 説明会は、サービスの趣旨などを説明した Youtube 動画を、申し込みのあった事業者に対して一定期間配信。 ・ 説明会后に習熟度テストを電子申請フォームから回答・提出してもらうことで、視聴完了・事業所説明会へ参加したものをみなす。 ・ 事業所説明会へ参加を条件として、事前相談・指定申請に進むことができる。

取組②：申請者本人との指定前面談・研修等の実施

新規指定を希望する申請者に対して、障害福祉分野における法令や各種制度の理解を深めるとともに、申請者の制度理解や障害福祉サービス等事業の経験を把握することで指定後の運営指導に繋げるため、指定前に申請者本人と面談する機会や、新規指定予定の事業者を対象とした指定時研修を行っている事例がある。

<事例③>

自治体区分	指定都市
指定の流れ	① 事前相談（指定申請書類提出の1か月前まで） →指定様式（事前相談確認シート）を作成してもらい、各種指定内容や図面の確認 ② 他法令の手続き（指定申請書類提出前まで） →建築基準法や消防法などの他法令の確認を実施してもらう ③ 管理者面談の実施（指定申請書類提出の1週間前まで） →管理者、サービス管理責任者、法人の代表者等と、運営上のルールや法令の読み合わせを実施 ④ 指定申請書類の提出（指定希望月2か月前の15日まで） ⑤ 審査・修正 ⑥ 指定（指定月1日）
備考	・事前相談は代理人だけでも可としているが、管理者面談においては申請者本人（事業者）による出席が必須。そこで制度の理解度を改めて把握し、指定後の運営指導に繋げている。

<事例④>

自治体区分	中核市
指定の流れ	① 事前相談・事前協議（指定3か月前まで） →指定様式（事前協議書類）を提出してもらい、事業内容や人員・設備基準等の確認 ② 指定申請書類の提出（指定2か月前の中旬まで） →郵送で指定申請書類一式を提出してもらう ③ 指定申請書類の審査・修正（指定1か月前の月の10日まで） →書類の補正や修正対応等の実施 ④ 現地審査（指定日まで） ⑤ 指定時研修（指定日まで） →指定される予定の申請者（事業者）の管理者になる予定の者に対して、指定後に必要

	な手続き・運営基準の遵守等を説明 ⑥ 指定（指定月 1 日）
備考	・ 指定時研修は、翌月に指定される予定の申請者（事業者）の管理者を集め、指定後に必要な手続き・運営基準の遵守等を説明することで、制度理解等を深めてもらっている。 ・ また、事業者の任意ではあるが指定後の個別指導の機会を複数回設け、適切な運営に向けた指導等を実施している。

取組③：事前選考会・公募等の実施

総量規制を実施しているサービスや、障害福祉計画等に定める見込み量を超えているサービスにおいて、指定前に公募を実施したうえで事業者指定を行うことで、サービスの質確保や自治体における障害福祉計画等の達成に向けた取組を行っている事例がある。

公募については、後述する 3（3）総量規制の活用の流れにおいて詳細に記載する。

取組④：指定事務の一部業務委託

指定事務の件数が増加する中で、必要な審査部分に職員のリソースを集中し、質を落とさず効果的に指定事務を行うために、指定事務の一部を委託している事例もみられた。

具体的には、指定権者と委託事業者の役割分担・委託する業務内容を明確化し、適切に確認できる体制をとった上で、申請内容の一次確認（基準に準じているか、必要な書類が揃っているか等）、各種電話対応等の定型化しやすい業務を委託し、職員は、業務全体をマネジメントするとともに、委託業者が確認した書類を再確認・内容の審査を行うなど内容に関わる部分に集中することで、指定事務を効率的に行っている事例があった。

<事例⑤>

自治体区分	都道府県
指定の流れ	① 【委託】事前協議・問い合わせ対応 （指定申請書類提出の 2 週間前まで） →委託業者にて、基本的な指定新設手続きの案内や事前相談を行う 必要に応じて職員による事前相談や問い合わせ対応も行う 事前協議では、主に人員基準や設備基準といった基本的な指定基準等を確認 ② 【委託】指定申請書類の提出・審査（指定の 2 か月前まで） →委託業者にて、申請者から指定書類の授受、指定基準等の基本的な事項の確認 ③ 指定申請書類の審査・修正

	→委託業者にて確認を行った申請書類について、県職員で内容を審査 ④ 【委託】現地確認 →指定した確認事項に沿って、委託業者にて現地確認を実施 ⑤ 指定（指定月１日）
備考	・元々は介護保険分野において指定事務の一部を委託しており、障害福祉分野の業務量・指定件数増加に伴い、平成 30 年から委託を行っている。 ・委託しているのは、事前協議（内容に応じ職員も対応）、申請内容の一次確認（基準に準じているか、必要な書類が揃っているか等）、各種電話対応、現地確認。職員は、委託業者が確認した書類を再確認・審査するとともに、委託事業者では判断が難しい内容に対応する立場にいる。 ・委託を行った効果としては、かなり職員の業務負担が減少したと感じている。 ・このほか、新規指定後の各種届出等の事務を委託している事例もある。

(4) その他の指定に関連する手続きについて

①更新申請

指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等の指定は、6年ごとにそれらの更新を受けなければならない。

更新指定審査においては、障害者総合支援法施行規則及び児童福祉法施行規則において「既に提出している事項に変更がないときは、申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる」旨規定されている事項については、特段の事情がない限り、申請書の記載又は書類の提出を省略させること、また、更新指定に係る書類については、原則、電子メール等による提出とすることが望ましい。

また、更新漏れを防止するために、有効期限満了日前の2～3か月前を目途に、更新に関する通知を行うことが考えられる。

なお、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算する。

②変更の届出

指定障害福祉サービス事業者等は、当該指定に係るサービス事業所の名称及び所在地その他主務省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定障害福祉サービス等の事業を再開したときは、変更後10日以内に、標準様式等により変更を届け出なければならない。

<変更事項の例>

- ・ 障害福祉サービス事業所等の名称・所在地
- ・ 申請者・施設設置者の名称・主たる事務所の所在地
- ・ 代表者の氏名、住所、職名
- ・ 役員の氏名、住所
- ・ 事業所の平面図及び設備の概要等
- ・ 管理者・サービス管理（提供）責任者・児童発達管理責任者・相談支援専門員の氏名、住所
- ・ 利用定員（変更申請の対象となるもの以外）
- ・ 運営規程 等

また、指定障害福祉サービス等の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1か月前までに、その旨を届け出なければならない。

なお、変更の届出においても、障害者総合支援法施行規則及び児童福祉法施行規則において「既に提出している事項に変更がないときは、申請書の記載又は書類の提出を省略させる

ことができる」旨規定されている事項については、特段の事情がない限り、申請書の記載又は書類の提出を省略させること、また、変更の届出に係る書類については、原則、電子メール等による提出とすることが望ましい。

③指定の変更

指定障害福祉サービス事業者等は、以下の障害福祉サービス等において定員増加をする場合は、標準様式等により指定の変更を申請しなければならない。

＜対象となるサービス＞

生活介護、就労継続支援 A 型・B 型、施設入所支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児入所施設

※令和 8 年 3 月 31 日、障害者総合支援法施行規則の一部を改正する命令が公布され、共同生活援助も対象となることとされている（令和 9 年 4 月 1 日施行）。

④加算の届出

介護給付費等の算定にあたっては、「平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 523 号」の規定により、加算の算定の区分や、算定するサービス費等を決定することとなっている。以下の場合には標準様式等により、障害福祉サービス事業者等に届出させる必要がある。

届出事業者において通常想定される加算以外の加算について届出があった場合は、内容をよく確認すること。

＜算定される単位数が増える場合（新たに算定する・区分を上げる場合）＞

- ・届出が月の 15 日以前になされた場合：翌月から算定
- ・届出が月の 16 日以降になされた場合：翌々月から算定

＜加算等が算定されなくなる状況が生じた場合（取りやめる・区分を下げる場合）＞

- ・速やかにその旨を届出

⑤業務管理体制の整備

障害福祉サービス事業者等は、法令遵守等の業務管理体制を整備し、所管行政機関に届ける必要がある。

<届出が義務づけられる事業者等の種類>

【障害者総合支援法に基づくもの】

- ・ 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設
- ・ 指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者

【児童福祉法に基づくもの】

- ・ 指定障害児通所支援事業者
- ・ 指定障害児入所施設
- ・ 指定障害児相談支援事業者

<届出書の内容>

対象となる障害福祉サービス事業者等	届出事項
全ての事業者等	事業者等の名称又は氏名
	// 主たる事業所の所在地
	// 代表者の氏名、生年月日、住所、職名
	「法令遵守責任者」(※1)の氏名、生年月日
事業所等の数が20以上の事業者等	上記に加え「法令遵守規程」(※2)の概要
事業所等の数が100以上の事業者等	上記に加え「業務執行の状況の監査の方法」の概要

※1：法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者

※2：業務が法令に適合することを確保するための規程

事業所等の数は、その指定を受けたサービス種別ごとに一事業所等と数える。
事業所番号が同一でも、サービス種類が異なる場合は、異なる事業所として数える。
(例：同一の事業所で、居宅介護事業所と重度訪問介護事業所の指定を受けている場合、指定を受けている事業所は2つとして数える)

<届出書の届出先>

届出は事業者等の種類ごとに行う必要がある。

事業所等の区分	届出先
① 指定事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者等	厚生労働省 ※児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設及び指定障害児相談支援事業者の設置者については、内閣総理大臣

② 特定相談支援事業又は障害児相談支援事業のみを行う事業者であって、全ての指定事業所が同一市町村内に所在する事業者	市町村
③ 全ての指定事業所等（児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者を除く。）が同一指定都市（※）内に所在する事業者等	指定都市（※） ※児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の設置者については、児童相談所設置市を含む
④ 全ての指定事業所等（児童福祉法に基づく指定障害児入所施設及び指定障害児相談支援事業者を除く。）が同一中核市内に所在する事業者等	中核市
⑤ ①から④以外の事業者等	都道府県

⑥ 事業開始届

障害者総合支援法第 79 条及び児童福祉法第 34 条の 3 により、国及び都道府県等以外の者が障害福祉サービス事業や障害児通所支援事業等を行う場合、あらかじめ都道府県知事に届け出る必要があることとされているため、指定申請書類とは別に、以下の事項の届出をさせること。指定申請書類と併せて内容を確認すること。

<届出が必要な事項>

- ・ 事業の種類（障害福祉サービス事業を行おうとする者にとっては、障害福祉サービスの種類を含む。）及び内容
- ・ 経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）
- ・ 条例、定款その他の基本約款
- ・ 運営規程（障害児通所支援事業及び障害児相談支援事業を行おうとする者に限る。）
- ・ 職員の定数及び職務の内容
- ・ 主な職員の氏名及び経歴
- ・ 事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にとっては、当該市町村の名称を含む。）（障害児通所支援事業及び障害児相談支援事業を行おうとする者は除く。）
- ・ 障害福祉サービス事業（療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援（施設を必要とする場合のみ）、自立訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援のみ）、地域活動支援センターを経営する事業、福祉ホームを経営する事業を行おうとする者は、当該事業の用に供する施設の名称、種類（短期入所のみ）、所在地及び利用定員
- ・ 障害児通所支援事業及び障害児相談支援事業を行おうとする者は、当該事業の用に供する施設の名称、種類及び所在地
- ・ 事業開始の予定年月日

⑦ 障害福祉サービス等情報公表制度等（WAMNET の登録）について

利用者の個々のニーズに応じた良質なサービスの選択や事業者が提供するサービスの質の向上に資することを目的として、平成 28 年 5 月に成立した改正障害者総合支援法及び改正児童福祉法において、事業者に対して障害福祉サービス等の内容等を都道府県知事等へ報告することを求めるとともに、都道府県知事等（都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市）が報告された内容を公表する仕組みを創設し、平成 30 年 4 月に施行された。

令和 6 年度からは、利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている事業所に対する「情報公表未報告減算」が創設されており、指定の際には、情報公表対象サービス等情報の報告（毎年度の更新）を行う必要があること、未報告の場合には減算が適用されることを伝えること。

また、障害者総合支援法施行規則第 34 条の 7 第 6 項等及び児童福祉法施行規則第 18 条の 27 第 6 項等において、都道府県知事等は、指定障害福祉サービス事業者等から指定更新に係る申請があった際には、当該事業者から情報公表対象サービス等情報に係る報告がされていることを確認するものとされており、指定更新の際には情報公表対象サービス等情報に係る報告がされていることを確実に確認すること。

また、災害発生時において、社会福祉施設等の被災状況等を迅速かつ正確に情報収集し、適切な支援につなげることができるよう、児童関係施設、障害児関係施設、障害者関係施設、高齢者関係施設及び女性支援関係施設について災害発生時における被災状況等を把握するシステム（以下「災害時情報共有システム」という。）が令和 3 年度から運用開始され、対象となる災害が起こった際には、障害福祉サービス施設・事業所は、災害時情報共有システムを通じて被災状況の報告を行うとともに、自治体・国が被災状況を迅速に把握することとなっている。

災害時情報共有システムの基本情報は、障害福祉サービス等情報公表システムにて公表されている情報が自動で反映されることから、災害時の被災状況の把握を円滑に行うためにも、事業者に対して確実に障害福祉サービス等の内容等の報告をさせること。

<実施主体>

都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市

※1 市区町村（指定都市、中核市を除く）分の指定相談支援及び指定障害児相談支援事業者の情報については、都道府県が公表を行う。

※2 中核市分の指定障害児入所施設等事業者の情報については、都道府県が公表を行う。

ただし、児童相談所設置市については、指定障害児入所施設等、指定障害児通所支援及び指定障害児相談支援事業者の情報の公表を行う。

<事業者における障害福祉サービス等情報の報告手続き>

指定障害福祉サービス等事業者は、障害福祉サービス等の提供を開始しようとする時、毎年度各都道府県等が定める時点において、当該サービスを提供する事業所の所在地を管轄する都道府県等に対し、障害福祉サービス等事業所情報を報告する。

事業者は、原則、「障害福祉サービス等事業所情報検索システム」（独立行政法人福祉医療機構の総合情報サイト（WAMNET））上において、障害福祉サービス等情報を入力し、当該システムを通じて都道府県等に報告する。

<都道府県等における障害福祉サービス等情報の公表手続き>

実施主体の都道府県等は、事業者から報告された障害福祉サービス等情報について、原則、報告から2カ月以内に、「障害福祉サービス等事業所情報検索システム（WAMNET）」上で受理・確認し、公表する。

■参考：厚生労働省 HP「障害福祉サービス等情報公表制度」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00001.html

■参考：独立行政法人 福祉医療機構 HP「障害福祉サービス等情報公表システム関係連絡板」

<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/shofukuinfopub/>

■参考：独立行政法人 福祉医療機構 HP「障害者支援施設等災害時情報共有システム関係連絡板」

<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/saigaisysshofuku/jigyo/>

(5)【参考】サービス種別のガイドラインについて

指定にあたっては、サービス種別毎に作成されているガイドラインも併せて参考にされたい。

サービス種別	ガイドライン名
就労継続支援 A 型・B 型	指定就労継続支援事業所の新規指定及び運営状況の把握・指導のためのガイドライン
共同生活援助	共同生活援助における運営や支援に関するガイドライン
児童発達支援	児童発達支援ガイドライン
放課後等デイサービス	放課後等デイサービスガイドライン
保育所等訪問支援	保育所等訪問支援ガイドライン

(6)【参考】サービス種別の指定基準について

サービス種別の指定基準については、別添を参照されたい。

3. 総量規制について

(1) 概要

事業所等から指定申請があった時に、

①「都道府県等が定める区域における当該サービスの利用(入所)定員の総数(以下「供給サービス量」という。)」が「都道府県等の障害福祉計画等において定める、都道府県等が定める区域における当該サービスの必要利用(入所)定員の総数(以下「サービス見込量」という。)」以上となっている又は当該指定により超えることになると認める場合

②都道府県等の障害福祉計画等の達成に支障を生じるおそれがあると認める場合
のいずれかに該当する場合は、指定しないことができる制度。

令和8年6月現在、障害者総合支援法及び児童福祉法では以下の障害福祉サービス等が総量規制の対象となっている。

○障害者総合支援法

生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型、障害者支援施設

※令和8年3月31日、障害者総合支援法施行規則の一部を改正する命令が公布され、共同生活援助も対象となることとされている(令和9年4月1日施行)。

○児童福祉法

児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児入所施設

<根拠法令>

障害者総合支援法第36条第5項及び第38条第2項

障害者総合支援法施行規則 第34条の20

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の15第5項及び第24条の9第2項

児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第18条の30の2

（２）制度の背景・目的

総量規制は、障害福祉サービス等の供給が地域のニーズに対して過剰なものとならないよう設けられている仕組みである。

近年、市町村・都道府県が障害福祉計画等に定める「障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み」を上回り、サービス提供量が増加し続けている地域がある一方で、相対的に提供体制が薄い地域が存在し、結果的に利用者のニーズへの対応状況にばらつき（地域差）が大きくなっている。

この地域差を緩和するためには、高齢化・人口減少が進み、大都市部、一般市等、中山間・人口減少地域といった地域ごとに状況が異なる中で、それぞれの状況に応じて必要なサービスが提供される体制を整備する必要があるが、利用者のニーズに対して必要なサービスの供給が追いついていない地域においてサービス提供体制の整備を図るためにも、まずは、計画に定める「必要な量の見込み」を上回りサービス提供量が増加し続ける状況を緩和する必要がある。

われている制度であることや、国費に係る自治体間の公平性の観点なども踏まえれば、一定程度、地域差を是正し、質を確保しつつ、供給が計画的かつ効率的に行われることが必要である。

こうした状況も踏まえつつ、地域の状況に応じて、総量規制の仕組みの活用が考えられる。

（３）総量規制の活用の流れ

<総量規制導入までの一般的な流れ>

総量規制を導入するまでの流れを以下の通り示す。

総量規制 導入の流れ	① 「供給サービス量」と「サービス見込量」 の比較 ↓	「供給サービス量」>「サービス見込量」を確認
	② 管内自治体・周辺自治体・関係団体等 との調整 ↓	規制の内容、実施時期、総量規制の解除の方法等について調整
	③ 管内事業所への周知・HP 等での公表 ↓	自治体 HP・メール等で通知・公表
	④ 総量規制の実施	

①「供給サービス量」と「サービス見込量」の比較

障害福祉計画等の策定時や、各年度の決まったタイミングにおいて、「供給サービス量」と「サービス見込量」を比較し、「供給サービス量」>「サービス見込量」となっている場合には総量規制の実施を検討する。

比較する際は、都道府県の場合は圏域単位や市町村単位等、都道府県が障害福祉計画等で定める区域ごとに比較し、地域バランスの調整を図ったうえで総量規制の実施を検討することが望ましい。

また、地域のニーズに応じて、強度行動障害の状態にある児者や医療的ケアを必要とする児者等に対するサービスなど、サービスごとに、地域で不足する個別ニーズについては例外的に取り扱えるよう、例外規定を含めた運用方法を検討することが望ましい。

○総量規制の例外的な取り扱いの例

- ・強度行動障害の状態にある児者、重症心身障害児者、医療的ケアを必要とする児者等を対象とする場合
- ・その他、自治体が必要と認める場合 等

②管内自治体・周辺自治体・関係団体等との調整

都道府県においては、総量規制を実施する圏域の各市町村と協議し、規制の内容（サービス）、実施時期、総量規制の解除の方法等について調整することが望ましい。

また、関係団体等との調整においては、自立支援協議会と事前に協議し、総量規制の実施方法について検討することも考えられる。

③管内事業所への周知・HP 等での公表

障害福祉サービス事業所等の新規開設を検討している事業者に対しては、HP 等での公表により周知を図る。既存の事業所については、規制を実施するサービスにおいて、定員増を伴う事業所の指定ができないことを通知することが望ましい。

④総量規制の実施

既に指定申請を受け付けている場合を除き、総量規制の実施後は原則新規の指定や定員増を伴う事業所の指定を行わない（例外的な取り扱いを除く）。

<総量規制実施後の運用>

総量規制の実施後は、定期的（年に一度、障害福祉計画等の策定時等）に管内の「供給サービス量」と「サービス見込量」を確認する。

総量規制の解除に際しては、サービスの見込み量とその時点の供給量の差分の新たな供給について、サービスの質の確保の観点からも、各地域のニーズに応じて、公募制による募集を行うことが望ましい。

<公募の流れ>

総量規制を解除する際の公募の実施について、以下の通りその一例を示す。

公募の流れ	① 公募要項の公表・募集	(指定開始の 6 か月前頃)	自治体 HP 等で公表
	↓		
	② 選考の実施	(指定開始の 4 か月前頃)	選定委員会等での選考の 実施
	↓		
	③ 結果の通知・公表	(指定開始の 3 か月前頃)	自治体 HP・メール等で通 知・公表
	↓		
	④ 従来指定手続き	(指定開始の 2 か月前頃)	
	↓		
	⑤ 指定	指定開始月 1 日～	

①公募要項の公表・募集

公募を実施する際は、対象サービス、応募要件、募集予定数、選定方法、選定基準、公募スケジュール、応募方法等を記載した公募要項を公表し、一定期間募集を行う。

選定基準については、以下の観点を参考に、障害福祉計画等の達成に必要と考えられる項目を設定し、評価基準や配点も併せて公表することも考えられる。

項目	選定基準設定の観点
所在地	圏域や各地域内における事業所の充足状況を勘案
設備	訓練・作業室や発達支援室等の面積、その他設備等の設置状況等が十分か等
人員配置	人員配置や従事者等の充実度、従事者の経験年数等
事業継続性	これまでの運営実績、収支見通しの根拠が明確か等
職員の質向上の取り組み	職員の研修等への取り組み状況、職場環境向上の取り組み等
運営方針	地域との交流、関係機関との連携についての取り組み等
事業所開設の目的・事業計画等	障害福祉計画等の達成に資する支援内容かどうか、ニーズがあるか等

上記のほか、具体的な支援対象像を示したうえで、その支援対象へのアセスメント、支援方針、支援内容、個別支援計画等を作成し提出してもらうという方法も考えられる。

②選考の実施

有識者、事業者の代表者、自治体職員等からなる選定委員会を設置し、選定基準に沿って選考を行う。なお選定委員会是要綱等でその設置を定めておくことが望ましい。

また、選考の流れについては、書類上で指定基準（人員基準・設備基準）を満たしている事業者を一次審査で選定し、その後、二次審査で選定基準に沿っているかを選定委員会にて選考するという方法が考えられる。

③結果の通知・公表

応募事業者に対して公募結果を通知するとともに、必要に応じて自治体 HP 等で選定結果を公表する。

④従来の指定手続き・⑤指定

新規指定の流れに沿って、一定期間内に指定手続きを行い、指定を行う。

（４）総量規制の活用事例

総量規制の活用事例について、以下の通り紹介する。

<事例①>圏域単位で規制を実施している事例

自治体区分	都道府県
規制を実施しているサービス	就労継続支援Ｂ型（県内の一部圏域で実施）
総量規制実施の経緯	見込量に対してサービス量が上回っているため。 また、当該圏域では就労継続支援Ｂ型事業所において定員割れしている事業者が多くみられ、サービス供給が過剰であると判断したため。
検討の流れ	① 見込み量と供給サービス量の比較 ② 県の自立支援協議会で総量規制の実施について検討 ③ ②で必要と認められた場合、関係市町との協議 ④ 一部地域（圏域の中で人口が多い市）において試験的に規制を先行実施 ⑤ 圏域全体で規制を実施
例外的な取り扱い	開設予定の市町村及び圏域の指定事務を管轄する出先機関において、必要と認められる場合は指定を行う（地域の実情やニーズに沿ったサービス提供か、適切な事業所運営の実現性が十分か等）。 新規事業所開設を検討している事業者は、開設予定の市町村に事業の説明を行ったうえで、意見書を作成してもらい、それをもって県民局にて指定の検討・手続きを行う。
規制の解除	解除の方法については検討中。

<事例②>公募を行っている事例

自治体区分	指定都市
規制を実施しているサービス	就労継続支援 B 型（公募は未実施） 児童発達支援 放課後等デイサービス
総量規制実施の経緯	障害児福祉計画に定める見込量に対してサービス量が上回っているため。 また、多くの事業所がある中で、発達支援として求められる適切な運営や支援の質の確保が課題であった。 自立支援協議会や事業者団体においても同様の課題意識があり、市と協議会等間で協議を重ね、総量規制によって事業者を指定しないことを根拠としつつ、市が定める選定基準を満たしていると判断できる事業者を選定し、指定する選定制度（公募）の実施に至った。
検討の流れ	① 見込み量と供給サービス量の比較 ② 市の自立支援協議会等にて選定制度について協議 ③ 管内事業所への通知・自治体 HP 等で公表 ④ 選定制度の実施
例外的な取り扱い	・ 主として重症心身障がい児を受け入れる事業所 ・ 看護職員を配置（派遣による配置を除く）して医療的ケア児を受入れ、医療的ケア区分に応じた基本報酬の算定をする事業所 ・ 吸収合併等の前後で施設・事業所の職員に変更がない等、実質的に継続した運営であると市が認める事業所 上記の事業所の指定については総量規制の対象とせず、意見申出制度の活用により指定に際して付す条件とし、随時指定を行う
規制の解除	年に 1 度、障害福祉計画等に定める見込み量に対して不足している分について、選定予定数をあらかじめ定めた上で公募による募集を実施。 ■公募の流れ（スケジュールの例） ① 4 月 1 日～ （総量規制実施前）新規指定申請の受付停止 ② 5 月～ 6 月 選定制度による募集期間 ③ 7 月 選定委員による採点、選定委員会 ④ 7 月末日 事業者への結果通知 ⑤ 10 月～翌年 9 月 選定された事業者を新規指定 ※以降、②～⑤の手順を繰り返す

	■公募要項の策定 以下の項目で、選定基準を設定。 ・ 設備、人員等 -所在地（開所予定地の小学校区内における事業所数等） -設備（発達支援室の面積、その他設備等の設置状況等） -人員配置（職員配置や従事者等の充実度、従事者の経験年数等） -事業継続性（運営実績や収支見通し等） -職員の質向上の取り組み（研修等の取り組み、職場環境向上の取り組み等） -運営方針（地域との交流、関係機関との連携についての取り組み等） ・ 支援の内容等 -具体的な支援対象事例を示し、その支援対象へのアセスメント、支援方針、支援内容、個別支援計画の策定等（様式任意で作成してもらう） ■選定の実施 ・ 選定委員会の設置は、要綱にて定めている。 ・ 有識者（学識者等含む）等からなる選定委員が、書類選考及び面接により、アセスメント、個別支援計画、運営実績等が選定基準に沿っているか等の審査を実施。 ・ 選定後、全応募者に対して結果を通知。基準を満たした事業者は、指定申請手続きへ進む。
--	--

<事例③> 公募を行っている事例

自治体区分	指定都市
規制を実施しているサービス	就労継続支援 B 型（公募は未実施） 児童発達支援 放課後等デイサービス
総量規制実施の経緯	障害児福祉計画に定める見込量に対してサービス量が上回っているため。 また、市内の各事業者団体からも事業所の急激な増加について指摘があったため。
検討の流れ	① 見込み量と供給サービス量の比較 ② 市内の事業者団体等との調整（意見交換等） ③ 管内事業所への通知・自治体 HP 等で公表 →就労継続支援 B 型については、総量規制実施の約 1 か月前に公表を実施 ④ 規制を実施

例外的な取り扱い	児童発達支援センター、主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援事業所及び主として重症心身障害児を通わせる放課後等デイサービス事業所については総量規制の対象外としている。
規制の解除	見込量・供給量を区・支所ごとに管理しており、障害児福祉計画に定める見込み量に対する不足分についてのみ、年に１度、公募を実施。 ■公募の流れ（スケジュールの例） ① 公募要項等の公表（６月頃） ② 講習会の実施（７月頃） →申請書類に関する説明及び障害福祉サービス等の制度を正しく理解いただくことを目的とした講習会を実施（公募申し込みの際に必須） ③ 事前相談（７～８月頃） ④ 公募申し込み（８月頃） ⑤ 事業者選定（９月中） ⑥ 結果の通知・指定手続き（年度内） ■公募要項の策定 以下の項目で、選定基準・配点を設定。 ・設備、人員等 -所在地（開所予定地の小学校区内における事業所数等） -設備（発達支援室の面積、その他設備等の設置状況等） -人員配置（職員配置や従事者等の充実度、支援体制、従事者の経験年数等） -相談支援の実施有無 -事業継続性（運営実績や収支見通し等） -職員の質向上の取り組み（研修等の取り組み、職場環境向上の取り組み等） -ガイドライン及び自主点検表に関する理解 -運営方針等（地域との交流、関係機関との連携についての取り組み等） ・支援の内容等 -具体的な支援対象像（ケース事例）を示し、その支援対象へのアセスメント、支援方針、支援内容、個別支援計画の策定等（様式指定） ■選定の実施 ・条例で定める審議会の中に選定部会を設置。 ・選定部会にて、アセスメント内容等が選定基準に沿っているか等の採点を実施。 ・書類の審査に加えて、申請者によるプレゼン審査を実施。支援プロ

	グラムの内容を含む、審査項目すべてを選定部会にて審査。 ・ 選定後、全応募者に対して結果を通知。基準を満たした事業者は、指定申請手続きへ進む。 ・ 指定審査の一環として、児童発達支援センターで1か月程度の実地研修を経たのち、指定手続きの上指定を行う。
--	---

<事例④> 中核市で規制を実施している事例

自治体区分	中核市
規制を実施しているサービス	生活介護 就労継続支援 B 型 児童発達支援 放課後等デイサービス
総量規制実施の経緯	中核市に移行した時点で、見込量を大幅に超えている状態であったため。
検討の流れ	初めて総量規制を導入する際は、中核市に移行してすぐでもあったため、1年程度の周知期間を設け、その後総量規制を実施した。 はじめは、市内で事業を検討していた事業者からの反発の声もあったが、一度導入してしまった後は、総量規制を実施しているという認識の周知が進み、大きな混乱はなく運用できている。
例外的な取り扱い	医ケアや重度心身障害者などの受入れを行う場合、および事業継承で新規申請と同じ扱いになってしまう場合は例外的に指定を認めることとしている。
規制の解除	毎年3月の集団指導のタイミングで、見込量を下回っていた場合には解除を検討する。解除の際には、一気に門戸を開かず、不足分について公募制での募集を検討している。

(5) 留意事項

総量規制は、障害福祉サービス等の供給が地域のニーズに対して過剰なものとならないよう、設けられている仕組みであり、あくまで指定権者にその裁量がある（「指定をしないことができる」）。

このため、総量規制を発動できる場合であっても、強度行動障害の状態にある児者や医療的ケアを必要とする児者等の個別ニーズについては例外的に取り扱えるよう、例外規定を含めた運用方法を周知し、こうした方々の受入れに支障がないようにすることが重要である。

また、総量規制は、障害福祉サービス等事業所が乱立することによる質の低下を防ぐ等、新規の事業者指定において一定程度サービスの質の確保に資すると考えられるが、一方で、既に指定されている事業所についても、運営指導等を通してサービスの質確保の取組を継続して行っていくことが望ましい。

さらに、障害福祉計画等の見込量においては、総量規制の実施の根拠となりえるものであることから、計画策定時には地域のニーズ等の実態を反映するよう努めることが望ましい。

4. 意見申出制度

（１）意見申出制度の概要

意見申出制度は、都道府県が障害福祉サービス等事業者の「新規指定」や「指定更新」を行う際、その事業所の所在地である市町村が、障害福祉計画等との調整を図る見地から、都道府県に対して意見を申し出ることができる制度である。

指定都市・中核市等においては、自らが「新規指定」や「指定更新」を行う際に、障害福祉計画等との調整を図る見地から、必要と認める条件を付すことができる。

<根拠法令>

障害者総合支援法 第 36 条第 6 項、第 7 項及び第 8 項、第 49 条第 1 項並びに第 50 条第 1 項第 2 号

児童福祉法第 21 条の 5 の 15 第 6 項から第 8 項まで及び第 21 条の 5 の 23 第 1 項並びに第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 2 号

（２）制度の背景・目的

市町村が障害福祉計画等で地域のニーズを把握し、必要なサービスの提供体制の確保を図る一方で、事業者の指定は都道府県が行うため、地域のニーズ等に応じたサービス事業者の整備に課題があるとの指摘があった。

この指摘を踏まえ、市町村が障害福祉計画等で地域のニーズを把握し、必要なサービスの提供体制の確保を図れるよう、令和 6 年 4 月から、

- ・市町村は、都道府県の事業者指定について、障害福祉計画等との調整を図る見地から意見を申し出ること
- ・都道府県は、その意見を勘案して指定に際し必要な条件を付し、条件に反した事業者に対して勧告及び指定取消しを行うことができることとした。

上記のとおり、本制度は、地域に必要なサービス提供体制の確保に資するものであるため、各都道府県・市町村が連携の上、積極的に活用することが望ましい。

各都道府県においては、管内の市町村へ制度の周知を図るとともに、市町村の障害福祉計画等の実現にむけて積極的に活用するよう促すことが望ましい。その際、市町村の障害福祉計画等の記載が意見の根拠となるため、本制度の活用を前提として計画を策定するよう促すこと。

各指定都市・中核市等においても、障害福祉計画等との調整を図る見地から、事業所の指定にあたって、当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付すことがで

きるため、本制度の活用を念頭において計画を策定の上、積極的に制度の活用することが望ましい。

なお、意見申出制度により付した条件に反した場合は、障害者総合支援法第 49 条第 1 項並びに第 50 条第 1 項第 2 号及び児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 2 号により、勧告や指定の取消し処分の対象となりうる。

(3) 活用の流れ

意見申出制度を活用する際の一般的な流れを以下の通り示す。

○都道府県

都道府県は、あらかじめ管内の市町村に対して通知の求めを必要とするサービスの有無を明示的に確認するとともに、定期的（例えば年に 1 度、等）に通知を求めるサービスに変更が無いか管内の市町村へ確認を行う等、積極的に制度の活用を働きかけることが望ましい。

また、指定希望者の指定申請後に市町村への意見照会を行う場合であっても、事前相談段階で、市町村の意見照会により条件付与の可能性のある旨を指定希望者に説明しておくことが望ましい。

<事例①> 指定申請前に意見照会を実施する場合

自治体区分	都道府県	
指定の流れ	① 通知の求め	(事前) 事前に市町村⇒都道府県へ意見照会を行うサービスについてあらかじめ通知の求めを行っておく。
	② 事前相談	(4 か月前) 事業計画書や平面図等の必要事項の確認。 市町村の意見照会により条件付与の可能性のある旨を伝える。
	↓	
	③ 市町村への意見照会	(3 か月前) 事前相談の内容をもって、都道府県⇒市町村へ、事業所情報を通知し、意見照会を実施。 市町村には、2 週間程度の期限をもって、意見の有無を検討してもらう。
	↓	
	④ 指定申請書類の提出	(2 か月前)

	↓		
	⑤ 指定申請書類の審査・修正	(1 か月前)	必要に応じて書類の補正等
	↓		
	⑥ 現地審査		
	↓		
	⑦ 指定	指定月 1 日	指定通知書と一緒に、付与する条件がある場合は、併せて提示する。

<事例②> 指定申請後に意見照会を実施する場合

自治体区分	都道府県		
指定の流れ	① 通知の求め	(事前)	事前に市町村⇒都道府県へ意見照会を行うサービスについてあらかじめ通知の求めを行っておく。
	② 事前相談	(4 か月前)	事業計画書や平面図等の必要事項の確認。 市町村の意見照会により条件付与の可能性のある旨を伝える。
	↓		
	③ 指定申請書類の提出	(3 か月前)	指定申請書類の提出
	↓		
	④ 市町村への意見照会	(2 か月前)	指定申請書類の提出がなされたことをもって、都道府県⇒市町村へ、事業所情報を通知し、意見照会を実施。 市町村には、2週間程度の期限をもって、意見の有無を検討してもらう。
	↓		
	⑤ 指定申請書類の審査・修正	(1 か月前)	必要に応じて書類の補正等
	↓		
	⑥ 現地審査		
	↓		
	⑦ 指定	指定月 1 日	指定通知書と一緒に、付与する条件がある場合は、併せて提示する。

○指定都市・中核市等

指定都市・中核市等においては、自らが指定権限を持つため、指定に際して意見申出制度に基づく条件付与の検討を行うフローを組み込むことが望ましい。

障害福祉計画等に基づき条件付与を行う可能性のあるサービスについては、自治体ＨＰ等でその旨を事前に周知することで、効果的に制度を活用することができると考えられる。

<事例③> 指定都市・中核市等が意見申出制度を活用する場合

自治体区分	指定都市・中核市等		
指定の流れ	① 事前相談	(4 か月前)	事業計画書や平面図等の必要事項の確認。 意見申出制度による条件付与の可能性がある旨を伝える。
	↓		
	② 意見申出制度に基づく条件付与の検討	(3 か月前)	事前相談の内容をもって意見申出制度に基づく条件付与について検討（障害福祉計画等との合致の確認等）。
	↓		
	③ 指定申請書類の提出	(2 か月前)	指定申請書類の提出
	↓		
	④ 指定申請書類の審査・修正	(1 か月前)	必要に応じて書類の補正等
	↓		
	⑤ 現地審査		
	↓		
	⑥ 指定	指定月 1 日	指定通知書と一緒に、付与する条件がある場合は、併せて提示する。

また、総量規制を実施している場合、意見申出制度を併せて活用することで以下のような運用方法が考えられる。

○例外的な取り扱いを実施している場合

総量規制を実施しているサービスにおいて、例外的な取り扱い（例：強度行動障害の状態にある児者、重症心身障害児者、医療的ケアを必要とする児者等を主として受け入れる事業者については総量規制の対象外とする場合等）に基づき指定する場合においては、障害福祉計画等との調整を図る見地から、指定の際にその旨を条件として付すことが考えられる。

○公募を実施している場合

公募の際に要件としている内容（開設予定地域や支援内容等）について、障害福祉計画等との調整を図る見地から、意見申出制度を活用し、指定の際にその旨を条件として付すことが考えられる。

(4) 意見申出制度の活用事例

<想定される条件>

- ①市町村が計画に記載した障害福祉サービス等のニーズを踏まえ、事業者のサービス提供地域や定員の変更（制限や追加）を求めること
- ②市町村の計画に中重度の障害児者や、ある障害種別の受入体制が不足している旨の記載がある場合に、事業者職員の研修参加や人材確保等、その障害者の受入に向けた準備を進めること
- ③サービスが不足している近隣の市町村の障害児者に対してもサービスを提供すること
- ④計画に地域の事業者が連携した体制構築に関する記載がある場合、事業者のネットワークや協議会に、事業者が連携・協力又は参加すること

<実際の活用事例>

	市町村からの意見	根拠となる 計画の記載	都道府県が 実際に付した条件
事例①	特定のサービス利用児に限らず、医療的ケア児や重症心身障害児、行動障害の強い児童などの広く積極的な受け入れに努めること。 (短期入所)	重症心身障がい児及び医療的ケア児とその家族が安心して暮らせるよう、県が実施する医療型短期入所事業所促進事業などの活用も含め、市内事業者と協働して短期入所の充実を図ります。	医療的ケア児や重症心身障害児、行動障害の強い児童などの受け入れを広く積極的に努めること。
事例②	強度行動障害者支援者養成研修を積極的に受講し、専門的な対応のできる職員の養成に努めること。 (共同生活援助)	県が実施する「強度行動障害者支援者養成研修」を広く周知し、民間の受け皿が増えるようサービス提供体制の強化に努めます。	強度行動障害者支援者養成研修を積極的に受講し、専門的な対応のできる職員の養成に努めること。
事例③	就労移行支援や就労継続支援A型の利用を適宜促すなど就労に向けたステップアップができるような支援に努めること。 (就労継続支援B型)	通所訓練系サービスの利用者の力を最大限に伸ばしていくためには、生活介護から就労継続支援、さらには就労移行支援へとといった、利用者の状態や希望に合わせてステップアップしていく利用を促していきます。	障害の程度や就労への移行に合わせてステップアップできるよう支援に努めること。
事例④	障害児相談支援事業所の市内開設について、今後、市との意見交換に応じること。 (児童発達支援)	障がい児相談支援については、事業所の業務負担が大きいことがアンケート調査により明らかになりました。今後、市とサービス等提供事業所で協議を重ねながら、サービスの質・量の充実を図っていきます。	障害児相談支援事業所の市内開設について、今後、市との意見交換に応じること。
事例⑤	市の（自立支援）協議会に参加すること。 (各サービス)	障がい者が住み慣れた地域で自立した生活を実現するために、一人ひとりのニーズに応じた適切なサービスが提供できるよう、協議会等において、必要なサービス量等の情報を共有し、受入体制の確保や新規参入を促すとともに、(略)、サービスの提供体制の整備に努めます。 ※共同生活援助の場合	市の（自立支援）協議会に参加すること。

（５）留意点

制度の目的が、地域における障害福祉サービス等のニーズを踏まえた必要なサービス提供体制の確保であることを踏まえ、意見申出制度により付することのできる条件の内容は、障害福祉計画等に記載されていることが必要である。このため、市町村においては、本制度を活用することを前提に、地域の関係者と議論を行い、障害福祉計画等の策定を行うことが望ましい。

なお、障害福祉計画等に記載されたニーズに基づき検討された条件であれば、事例に記載している「～するよう努めること」といった条件付与だけでなく、「～すること」（例：医療的ケアの必要な障害者を受け入れること）といった条件を付すことも制度上可能である。例えば、上述のように、総量規制における例外的取り扱いや公募制の条件の担保のために、意見申出制度を組み合わせることも考えられる。

以上

(別添様式)

「指定希望者に安易な事業所の開設を勧める等の不適切な行為を行っている者」がいることを把握した場合等の情報共有のための様式

情報共有日 年 月 日

情報共有者（都道府県・市町村名）

情報共有者の連絡先

番号	把握した日時	サービス類型	把握した内容
	(例) 2026 年〇月〇日	(例) 共同生活援助	(例) ・ 指定希望者●社に確認したところ、コンサル会社やフランチャイズ元（社名がわかる場合には社名も）から、未経験者でも収益が上がる等の勧誘を受けていた ・ コンサル会社▲が、指定希望者とともに審査に係る面談に同席したが、コンサル会社が発言することが多く、指定希望者はサービスの趣旨や内容を十分に理解していない様子だった ・ コンサル会社▲が、指定希望者の代理として審査に係る面談対応をした
1			
2			
3			
4			
5			
6			

なお、些細と思われる情報や既知と思われる情報、直ちに不適切とはいえないが事業所運営にあたって懸念される状況等の情報であっても、積極的に情報提供いただきたい。

(別添) サービス種別の指定基準

令和8年6月

目次

1. 関連する法令等	1
2. 指定基準	4
(1) 指定要件	4
(2) 指定基準について.....	4
(3) 用語の定義	5
(4) サービス種別の指定基準.....	6
① 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護.....	6
② 療養介護	8
③ 生活介護	9
④ 短期入所	11
⑤ 重度障害者等包括支援.....	14
⑥ 自立訓練（機能訓練）	15
⑦ 自立訓練（生活訓練）	17
⑧ 就労選択支援.....	19
⑨ 就労移行支援.....	20
⑩ 就労継続支援 A 型.....	22
⑪ 就労継続支援 B 型.....	24
⑫ 就労定着支援.....	26
⑬ 自立生活援助.....	28
⑭ 共同生活援助.....	30
⑮ 施設入所支援.....	33
⑯ 一般相談支援（地域移行支援／地域定着支援）	35
⑰ 特定相談支援（計画相談支援）	36
⑱ 児童発達支援.....	37
⑲ 放課後等デイサービス.....	40
⑳ 居宅訪問型児童発達支援.....	42
㉑ 保育所等訪問支援.....	43
㉒ 福祉型障害児入所施設.....	44
㉓ 医療型障害児入所施設.....	49
㉔ 障害児相談支援事業所.....	51
(5) 各種資格要件	52
① 管理者（施設長）	52

②	訪問系サービスの従業者（ヘルパー）・サービス提供責任者.....	53
③	サービス管理責任者.....	54
④	児童発達支援管理責任者.....	56
⑤	相談支援専門員.....	58
3.	事業所形態別の取り扱い.....	60
(1)	従たる事業所	60
(2)	出張所	61
(3)	多機能型事業所.....	62
(4)	共生型サービス.....	64
(5)	基準該当障害福祉サービス.....	66

1. 関連する法令等

<指定基準：障害者総合支援法>

基準省令	解釈通知
■障害福祉サービス事業	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省令第 171 号）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 18 年 12 月 6 日障発第 1206001 号）
■障害者支援施設	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省令第 172 号）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 19 年 1 月 26 日障発第 0126001 号）
■一般相談支援事業	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年 3 月 13 日厚生労働省令第 27 号）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 21 号）
■特定相談支援事業	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年 3 月 13 日厚生労働省令第 28 号）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 22 号）

<指定基準：児童福祉法>

基準省令	解釈通知
■障害児通所支援事業	
児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年 2 月 3 日厚生労働省令第 15 号）	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 12 号）
■障害児入所支援	
児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年 2 月 3 日厚生労働省令第 16 号）	児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 24 年障発 0330 第 13 号）

■障害児相談支援事業

児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年 3 月 13 日厚生労働省令第 29 号）

児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 23 号）

<最低基準：障害者総合支援法>

基準省令

■障害福祉サービス事業

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 174 号）

■障害者支援施設

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 177 号）

<最低基準：児童福祉法>

基準省令

■障害児入所支援

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年 12 月 29 日厚生省令第 63 号）

<報酬算定基準：障害者総合支援法>

告示

留意事項通知

■障害福祉サービス事業・障害者支援施設

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 523 号）

■一般相談支援事業

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 124 号）

■特定相談支援事業

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 125 号）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 10 月 31 日障発第 1031001 号厚生労働省通知）

<報酬算定基準：児童福祉法>

基準省令	解釈通知
■障害児通所支援事業 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成 24 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 122 号)	
■障害児入所支援 児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成 24 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 123 号)	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 16 号厚生労働省通知)
■障害児相談支援事業 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成 24 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 126 号)	

2. 指定基準

(1) 指定要件

指定事業者になるためには、次の要件をすべて満たしている必要がある。

① 申請者が法人格を有していること。

※ 就労支援継続 A 型を実施する法人が社会福祉法人以外のものである場合は、当該法人は専ら社会福祉事業を行う者。(基準省令第 189 条)

② 事業所又は施設の指定基準を満たすこと。

③ 障害者総合支援法欠格事項に該当しないこと。

(2) 指定基準について

サービス種別毎に以下の 3 つの視点から指定基準が省令で定められており、指定を受けた以降も指定基準を遵守する必要がある。

○人員基準	従業者の知識、技能、人員配置等に関する基準
○設備基準	事業所に必要な設備等に関する基準
○運営基準	サービス提供にあたって事業所が行わなければならない事項や留意すべき事項など、事業を実施する上で求められる運営上の基準

また、療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、障害者支援施設、障害児入所施設（福祉型・医療型）については、指定基準のほか最低基準も満たす必要がある。

指定基準・最低基準を満たしていない指定事業者等に対しては、改善勧告、改善命令、指定取消し等の処分を行うことができる。(法第 49 条、第 50 条)

(3) 用語の定義

用語	定義・説明
常勤換算方法	従業者の勤務延べ時間数を、常勤従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）で除し、常勤の人数に換算する方法。
勤務延べ時間数	サービス提供に従事する時間、および準備・待機時間の合計。換算上の上限は常勤の勤務時間数まで。
常勤	事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していること。1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。
専従	サービス提供時間帯を通じて、当該サービス以外の職務に従事しないこと。
利用者の数（前年度の 平均値）	前年度（4月～翌3月）の利用者延べ数を開所日数で除した数。新規指定時は以下の推定数を用いる。 ○新設（増床）の時点から6か月未満 ：利用定員の90% ○新設（増床）の時点から6か月以上1年未満 ：直近6か月の全利用者数を開所日数で除した数 ○新設（増床）の時点から1年以上 ：直近1年間の全利用者数を開所日数で除した数 ※いずれも小数点第二位以下切り上げ

（４）サービス種別の指定基準

本項で記載する指定基準はあくまで概要である。掲載していない基準、特例的な取扱い等の詳細については、関係法令等により確認する必要がある。

① 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護

○サービスの内容（居宅介護）

障害者等に、居宅において入浴・排泄及び食事などの介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他生活全般にわたる援助を行う。

○サービスの内容（重度訪問介護）

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有し、常時介護を要する障害者等に、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行う。

○サービスの内容（同行援護）

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等が外出する際に、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他外出時に必要な援助を行う。

○サービスの内容（行動援護）

行動に著しい困難を有する知的障害や精神障害があり、常時介護が必要な障害者等が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該利用者が行動する際に必要な援助を行う。

<人員基準> 基準省令第 5～7 条、解釈通知第三の 1

従業者	常勤換算で 2.5 以上 ※指定居宅介護の提供にあたる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの
サービス提供責任者	事業規模に応じて 1 人以上
管理者	1 人 常勤でかつ、原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）

<設備基準> 基準省令第 8 条、解釈通知第三の 2

事務室	事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の区画を設けること。 間仕切りするなど他の事業と明確に区分する場合は、同一の事務室でも可。また、業務に支障がない場合は、事業を行うための区画が明確に特定されていれば、区分がされていなくても可。
受付等のスペース	利用申し込みの受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保すること。
その他設備・備品等	必要な設備及び備品等を確保し、特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮すること。 他の事業所、施設等と同一敷地内にあって、運営に支障がない場合は、当該他の事業所、施設等の設備・備品等を使用することができる。

<運営基準> 基準省令第 9～43 条、解釈通知第三の 3

② 療養介護

○サービスの内容

病院において、機能訓練、療養上の管理、看護及び医学的管理の下における介護その他必要な医療並びに日常生活上の世話を要し、常時介護を要する障害者に、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話に必要な援助を行う。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療費として提供する。

<人員基準> 基準省令第 50 条・51 条、解釈通知第四の 1

従業者	医師	健康保険法に規定する厚生労働大臣が定める基準以上
	看護職員	療養介護の単位ごとに、常勤換算で利用者の数を 2 で除した数以上
	生活支援員	療養介護の単位ごとに、常勤換算で利用者の数を 4 で除した数以上 ※1 人以上は常勤とする ※看護職員が常勤換算で利用者を 2 で除した数（必要数）以上配置されている場合は、必要数を超えた員数を生活支援員の員数に含めることができる
	サービス管理責任者	・利用者数が 60 人以下：1 人以上 ・利用者数が 61 人以上：1 人に、利用者数が 60 人を超えて 40 又はその端数を増す毎に 1 人を加えて得た数以上 ※1 人以上は常勤とする
管理者	1 人 原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可） 医師でなければならない	

<設備基準> 基準省令第 52 条、解釈通知第四の 2

病院として必要とされる設備及び多目的室その他設備	・医療法に規定する病院として必要とされる設備及び多目的室その他運営上必要な設備を備えなければならない
--------------------------	--

<運営基準> 基準省令第 53～76 条、解釈通知第四の 3

③ 生活介護

○サービスの内容

障害者支援施設等において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動及び生産活動の機会の提供その他の支援を必要とする、常時介護を要する障害者に、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供、その他身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行う。

<人員基準> 基準省令第 78～80 条、解釈通知第五の 1

従業者	医師	日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数	
	看護職員	生活介護の単位ごとに、1人以上	看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、生活支援員の総数は、以下の平均障害支援区分に応じた数 ①平均障害支援区分が 4 未満：利用者の数を 6 で除した数以上 ②平均障害支援区分が 4 以上 5 未満：利用者の数を 5 で除した数以上 ③平均障害支援区分が 5 以上：利用者の数を 3 で除した数以上
	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士	機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、指定生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数 ※確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる	
	生活支援員	生活介護の単位ごとに、1人以上※1人以上は常勤とする	
	サービス管理責任者	・利用者数が 60 人以下：1人以上 ・利用者数が 61 人以上：1人に、利用者数が 60 人を超えて 40 又はその端数を増す毎に 1 人を加えて得た数以上 ※1人以上は常勤とする	
管理者	1人 原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）		

<設備基準> 基準省令第 81 条、解釈通知第五の 2

訓練・作業室	訓練又は作業に支障がない広さを有すること 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること
--------	---

相談室	室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること ※利用者の支援に支障がない場合は、多目的室と兼用することができる
洗面所	利用者の特性に応じたものであること
便所	利用者の特性に応じたものであること
多目的室その他 運営に必要な設備	多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は相談室と兼用することができる

<運営基準> 基準省令第 82～93 条、解釈通知第五の 3

④ 短期入所

○サービスの内容

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、短期間の入所の必要が生じた障害者等に、障害者支援施設、児童福祉施設等に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行う。

短期入所には、以下の３つの事業形態がある。

★併設事業所

指定障害者支援施設、児童福祉施設その他の入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を適切に行うことができる入所施設（指定宿泊型自立訓練事業所、指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所を含む）等に併設され、指定短期入所の用に供される居室においてサービスを提供する。

★空床利用型事業所

指定障害者支援施設等において、利用者に利用されていない居室を利用してサービスを提供する。

★単独型事業所

生活介護事業所など（指定障害者支援施設などの入所施設以外）の利用されていない居室を利用してサービスを提供する。

<人員基準> 基準省令第 115 条・116 条、解釈通知第六の 2

	★併設事業所 ★空床利用型事業所		★単独型事業所	
	障害者支援施設	指定自立訓練 （生活訓練）事業所等（※1）	指定生活介護事業所等（※2）	指定生活介護事業所等（※2）以外
従業者	当該施設の利用者数及び併設事業所もしくは空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該施設の利用者数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上	①当該事業所のサービスを提供する時間帯 当該事業所の利用者数及び併設事業所もしくは空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該事業所の利用者数とみなした場合において、当該事業所として必要とされる数以上 ②①以外の時間帯（短期入所のみを提供する時間帯）	①当該事業所のサービスを提供する時間帯 当該事業所の利用者数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該事業所の利用者数とみなした場合において、当該事業所として必要とされる数以上 ②①以外の時間帯（短期入所のみを提供する時間帯）	短期入所の利用者数が 6 以下の場合 1 以上 短期入所の利用者数が 7 以上の場合 1 に、利用者の数が 6 を超えて 6 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上

		供する時間帯) 短期入所の利用者数 が 6 以下の場合 1 以 上 短期入所の利用者数 が 7 以上の場合 1 に、 利用者の数が 6 を超 えて 6 又はその端数 を増すごとに 1 を加 えて得た数以上	短期入所の利用者数 が 6 以下の場合 1 以 上 短期入所の利用者数 が 7 以上の場合 1 に、 利用者の数が 6 を超 えて 6 又はその端数 を増すごとに 1 を加 えて得た数以上	
管理者	1 人 原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）			

※1：指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所を指す。ただし、空床利用型事業所においては、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を除く。

※2：生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練・生活訓練）事業所（指定宿泊型自立訓練事業所を含む）、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援 A 型事業所、指定就労継続支援 B 型事業所、指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所、指定障害児通所支援事業所

<設備基準> 基準省令第 117 条、解釈通知第六の 3

	★併設事業所 ★空床利用型事業所	★単独型事業所
居室	本体施設の居室であって、その全部または一部が入所者に利用されていない居室を利用すること	・ 1 室の定員：4 人以下 ・ 地階に設けてはならない ・ 利用者一人当たりの床面積：収納設備等を除いて 8 m ² 以上 ・ 寝台又はこれに代わる設備を備えること ・ ブザー又はこれに代わる設備を備えること
設備	併設事業所においては、本体施設の入所者支援に支障がない場合、居室以外の本体施設の設備を共用することができる。 空床利用型事業所においては、本体施設に必要な設備を有することで足りる。	以下の基準を満たす設備及びその他運営上必要な設備を設けること ・ 食堂 食事の提供に支障がない広さの食堂を設置し、必要な備品を備えること ・ 浴室 利用者の特性に応じたものであること

		・ 洗面所 居室のある階ごとに設け、利用者の特性に応じたものであること ・ 便所 居室のある階ごとに設け、利用者の特性に応じたものであること
--	--	---

<運営基準> 基準省令第 118～125 条、解釈通知第六の 4

⑤ 重度障害者等包括支援

○サービスの内容

常時介護を要する障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有するものにつき、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助を包括的に提供する。

<人員基準> 基準省令第 127 条・128 条、解釈通知第七の 1

従業者	指定障害福祉サービス事業者（指定療養介護事業者を除く）又は指定障害者支援施設の基準を満たしていること
サービス提供責任者	1 人以上 なお、以下の基準をいずれも満たし、常勤でなければならない。 ・相談支援専門員 ・重度障害者等包括支援利用対象者に対する入浴、排泄、食事等の介護 その他これに準ずる業務に 3 年以上従事した経験を有する者
管理者	1 人 常勤でかつ、原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）

<設備基準> 基準省令第 129 条、解釈通知第七の 2

事務室	事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の区画を設けること。 間仕切りするなど他の事業と明確に区分する場合は、同一の事務室でも可。また、業務に支障がない場合は、事業を行うための区画が明確に特定されていれば、区分がされていなくても可。
受付等のスペース	利用申し込みの受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保すること。
その他設備・備品等	必要な設備及び備品等を確保し、特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮すること。 他の事業所、施設等と同一敷地内にあつて、運営に支障がない場合は、当該他の事業所、施設等の設備・備品等を使用することができる。

<運営基準> 基準省令第 130～136 条、解釈通知第七の 3

⑥ 自立訓練（機能訓練）

○サービスの内容

障害者につき、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所に通わせて当該障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問して、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。

<人員基準> 基準省令第 156 条・157 条、解釈通知第八の 1

従業者	看護職員	1 人以上 ※1 人以上は常勤とする	看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士、生活支援員の総数は、常勤換算で、利用者数を 6 で除した数以上
	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士	1 人以上 ※理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の確保が困難な場合、代わりに日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる	
	生活支援員	1 人以上 ※1 人以上は常勤とする	
	サービス管理責任者	・利用者数が 60 人以下：1 人以上 ・利用者数が 61 人以上：1 人に、利用者数が 60 人を超えて 40 又はその端数を増す毎に 1 人を加えて得た数以上	
	【訪問によるサービスの提供がある場合のみ】 訪問によるサービスの提供がある場合は、上記に加えて、訪問によるサービスを提供する生活支援員を 1 人以上置くこと		
管理者	1 人 原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）		

<設備基準> 基準省令 158 条、解釈通知第八の 2

訓練・作業室	訓練又は作業に支障がない広さを有すること 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること
相談室	室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること ※利用者の支援に支障がない場合は、多目的室と兼用することができる
洗面所	利用者の特性に応じたものであること

便所	利用者の特性に応じたものであること
多目的室その他 運営に必要な設備	多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は相談室と兼用することができる

<運営基準> 基準省令 159～162 条、解釈通知第八の 3

⑦ 自立訓練（生活訓練）

○サービスの内容（自立訓練（生活訓練））

障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所に通わせて当該障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問して、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。

○サービスの内容（宿泊型自立訓練）

居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。

<人員基準> 基準省令第 166 条・167 条、解釈通知第九の 1

		自立訓練（生活訓練）	宿泊型自立訓練
従業者	生活支援員	常勤換算で、宿泊型を除く利用者数を 6 で除した数以上 ※健康上の管理などの必要のある者がいる場合には、看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師）を置くことができ、この場合の生活支援員及び看護職員数は当該事業所ごとにそれぞれ 1 人以上とする。 ※1 人以上は常勤とする	常勤換算で、宿泊型の利用者数を 10 で除した数以上 ※1 人以上は常勤とする
	地域移行支援員	（定め無し）	1 人以上
	サービス管理責任者	・利用者数が 60 人以下：1 人以上 ・利用者数が 61 人以上：1 人に、利用者数が 60 人を超えて 40 又はその端数を増す毎に 1 人を加えて得た数以上 ※1 人以上は常勤とする	
	【訪問によるサービスの提供がある場合のみ】 訪問によるサービスの提供がある場合は、上記に加えて、訪問によるサービスを提供する生活支援員を 1 人以上置くこと		

管理者	1 人 原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）
-----	--

<設備基準> 基準省令第 168 条、解釈通知第九の 2

	自立訓練（生活訓練）	宿泊型自立訓練 ※建物は耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない
訓練・作業室	訓練又は作業に支障がない広さを有すること 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること ※宿泊型自立訓練のみを行う場合は、訓練・作業室を設けないことができる	
相談室	室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること ※支援に支障がない場合は、多目的室と兼用することができる	
洗面所	利用者の特性に応じたものであること	
便所	利用者の特性に応じたものであること	
居室	（定め無し）	・ 1 室の定員：1 人 ・ 居室面積は、収納設備等を除き 7.43 m ² 以上
浴室	（定め無し）	利用者の特性に応じたものであること
多目的室その他運営に必要な設備	多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は相談室と兼用することができる	

<運営基準> 基準省令第 169～171 条、解釈通知第九の 3

⑧ 就労選択支援

○サービスの内容

就労を希望する障害者又は就労の継続を希望する障害者であって、就労移行支援若しくは就労継続支援を受けること又は通常の事業所に雇用されることについて、当該者による適切な選択のための支援を必要とするものにつき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向及び就労するために必要な配慮その他の事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、適切な支援の提供のために必要な障害福祉サービス事業を行う者等との連絡調整その他必要な支援等を行う。

<人員基準> 基準省令第 173 条の 3・4、解釈通知第九の二の 1

従業者	就労選択支援員	常勤換算で、利用者の数を 15 で除した数以上
管理者	1 人 原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）	

<設備基準> 基準省令第 173 条の 5、解釈通知第九の二の 2

訓練・作業室	訓練又は作業に支障がない広さを有すること 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること
相談室	室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること ※利用者の支援に支障がない場合は、多目的室と兼用することができる
洗面所	利用者の特性に応じたものであること
便所	利用者の特性に応じたものであること
多目的室その他運営に必要な設備	多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は相談室と兼用することができる

<運営基準> 基準省令第 173 条の 6～9、解釈通知第九の二の 3

⑨ 就労移行支援

○サービスの内容

就労を希望する障害者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるもの又は通常の事業所に雇用されている者であって特定の事由により就労に必要な知識及び能力の向上に必要な支援を一時的に必要とするものにつき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行う。

<人員基準> 基準省令第 175～177 条、解釈通知第十の 1

		指定就労移行支援事業所	認定指定就労移行支援事業所（※）
従業者	職業指導員及び生活支援員	・職業指導員及び生活支援員はそれぞれ 1 人以上 ・総数は、常勤換算で利用者の数を 6 で除した数以上 ※職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか 1 人以上は常勤とする	・職業指導員及び生活支援員それぞれ 1 人以上 ・総数は、常勤換算で利用者の数を 10 で除した数以上 ※職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか 1 人以上は常勤とする
	就労支援員	常勤換算で利用者の数を 15 で除した数以上	（定めなし）
	サービス管理責任者	・利用者数が 60 人以下：1 人以上 ・利用者数が 61 人以上：1 人に、利用者数が 60 人を超えて 40 又はその端数を増す毎に 1 人を加えて得た数以上 ※1 人以上は常勤とする	
管理者	1 人 原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）		

※：あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則によるあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の学校又は養成施設として認定されている指定就労移行支援事業所

<設備基準> 基準省令第 178 条・179 条、解釈通知第十の 2

	指定就労移行支援事業所	認定指定就労移行支援事業所
訓練・作業室	訓練又は作業に支障がない広さを	あん摩マッサージ指圧師、はり師

	有すること 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること	及びきゅう師に係る学校養成施設として必要とされる設備を有すること
相談室	室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること ※利用者の支援に支障がない場合は、多目的室と兼用することができる	
洗面所	利用者の特性に応じたものであること	
便所	利用者の特性に応じたものであること	
多目的室その他 運営に必要な設備	多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は相談室と兼用することができる	

<運営基準> 基準省令第 179 条の 2～184 条、解釈通知第十の 3

⑩ 就労継続支援 A 型

○サービスの内容

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者又は通常の事業所に雇用されている者であって特定の事由により就労に必要な知識及び能力の向上に必要な支援を一時的に必要とするものにつき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。

<人員基準> 基準省令第 186 条・187 条、解釈通知第十一の 1

従業者	職業指導員及び生活支援員	・職業指導員及び生活支援員はそれぞれ 1 人以上 ・総数は、常勤換算で利用者の数を 10 で除した数以上 ※職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか 1 人以上は常勤とする
	サービス管理責任者	・利用者数が 60 人以下：1 人以上 ・利用者数が 61 人以上：1 人に、利用者数が 60 人を超えて 40 又はその端数を増す毎に 1 人を加えて得た数以上 ※1 人以上は常勤とする
管理者	1 人 原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）	

<設備基準> 基準省令第 188 条、解釈通知第十一の 2

訓練・作業室	訓練又は作業に支障がない広さを有すること 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること ※支援に支障が無い場合は、設けないことができる
相談室	室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。 ※支援に支障がない場合は、多目的室その他運営上必要な設備と兼用することができる
洗面所	利用者の特性に応じたものであること。
便所	利用者の特性に応じたものであること。
多目的室その他運営上必要な設備	利用者の支援に支障がない場合は相談室と兼用することができる

<運営基準> 基準省令第 189～197 条、解釈通知第十一の 3

⑪ 就労継続支援 B 型

○サービスの内容

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち通常の事業所に雇用されていた障害者であってその年齢、心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となったもの、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者その他の者又は通常の事業所に雇用されている者であって特定の事由により就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするもの又は通常の事業所に雇用されている者であって特定の事由により就労に必要な知識及び能力の向上に必要な支援を一時的に必要とするものにつき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。

<人員基準> 基準省令第 199 条、解釈通知第十二の 1

従業者	職業指導員及び生活支援員	・職業指導員及び生活支援員はそれぞれ 1 人以上 ・総数は、常勤換算で利用者の数を 10 で除した数以上 ※職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか 1 人以上は常勤とする
	サービス管理責任者	・利用者数が 60 人以下：1 人以上 ・利用者数が 61 人以上：1 人に、利用者数が 60 人を超えて 40 又はその端数を増す毎に 1 人を加えて得た数以上 ※1 人以上は常勤とする
管理者	1 人 原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）	

<設備基準> 基準省令第 200 条、解釈通知第十二の 2

訓練・作業室	訓練又は作業に支障がない広さを有すること 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること ※支援に支障が無い場合は、設けないことができる
相談室	室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。 ※支援に支障がない場合は、多目的室その他運営上必要な設備と兼用することができる
洗面所	利用者の特性に応じたものであること。
便所	利用者の特性に応じたものであること。
多目的室その他	利用者の支援に支障がない場合は相談室と兼用することができる

運営上必要な設備	
----------	--

<運営基準> 基準省令第 201 条・202 条、解釈通知第十二の 3

⑫ 就労定着支援

○サービスの内容

生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障害者の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行う。

<人員基準> 基準省令第 206 条の 3・4、解釈通知第十三の 1

従業者	就労定着支援員	・常勤換算で、利用者の数を 40 で除した数以上
	サービス管理責任者	・利用者数が 60 人以下：1 人以上 ・利用者数が 61 人以上：1 人に、利用者数が 60 人を超えて 40 又はその端数を増すごとに 1 人を加えて得た数以上 ・1 人以上は常勤 ・他の指定障害福祉サービスの事業（※）を同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所において一体的に運営している指定就労定着支援の事業及び他の指定障害福祉サービスの事業に係る指定障害福祉サービスの事業の利用者の合計数に応じて置く
管理者	1 人 原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）	

※：生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型

<設備基準> 基準省令第 206 条の 5、解釈通知第十三の 2

事務室	事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の区画を設けること。 間仕切りするなど他の事業と明確に区分する場合は、同一の事務室でも可。また、業務に支障がない場合は、事業を行うための区画が明確に特定されていれば、区分がされていなくても可。
受付等のスペース	利用申し込みの受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保すること。
設備・備品等	必要な設備及び備品等を確保すること。

	他の事業所、施設等と同一敷地内にあって、運営に支障がない場合は、当該他の事業所、施設等の設備・備品等を使用することができる。
--	--

<運営基準> 基準省令第 206 条の 6～12、解釈通知第十三の 3

⑬ 自立生活援助

○サービスの内容

居宅において単身等で生活する障害者につき、定期的な巡回訪問又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むために必要な援助を行う。

<人員基準> 基準省令第 206 条の 14・15、解釈通知第十四の 1

従業者	地域生活支援員	・ 1 人以上 ・ 利用者 25 人に対して 1 人を標準とし、利用者数が 25 又はその端数を増す毎に増員するのが望ましい
	サービス管理責任者	≪常勤の場合≫ ・ 利用者数が 60 人以下：1 人以上 ・ 利用者数が 61 人以上：1 人に、利用者数が 60 人を超えて 60 又はその端数を増す毎に 1 人を加えて得た数以上 ≪常勤以外の場合≫ ・ 利用者数が 30 人以下：1 人以上 ・ 利用者数が 31 人以上：1 人に、利用者数が 30 人を超えて 30 又はその端数を増す毎に 1 人を加えて得た数以上 ※自立生活援助と、地域移行支援又は地域定着支援を同一の事業所で一体的に運営している場合は、当該事業所に配置された相談支援専門員を置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。
管理者	1 人 原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）	

<設備基準> 基準省令第 206 条の 16、解釈通知第十四の 2

事務室	事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の区画を設けること。 間仕切りするなど他の事業と明確に区分する場合は、同一の事務室でも可。また、業務に支障がない場合は、事業を行うための区画が明確に
-----	---

	特定されていれば、区分がされていなくても可。
受付等のスペース	利用申し込みの受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保すること。
その他設備・備品等	必要な設備及び備品等を確保すること。 他の事業所、施設等と同一敷地内にあって、運営に支障がない場合は、当該他の事業所、施設等の設備・備品等を使用することができる。

<運営基準> 基準省令第 206 条の 17～20、解釈通知第十四の 3

⑭ 共同生活援助

○サービスの内容

障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において行われる相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の必要な日常生活上の援助を行う。又は、これに併せて、居宅における自立した日常生活への移行後の定着に関する相談等の援助を行う。

共同生活援助には、以下の３つの事業形態がある。

	介護サービス包括型	日中サービス支援型	外部サービス利用型
利用対象者	障害区分にかかわらず利用可能（身体障害にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る）		
サービス内容	・世話人により家事等の日常生活上を援助 ・生活支援員により食事や入浴、排せつ等の介護サービスを提供	・世話人により家事等の日常生活上を援助 ・生活支援員により食事や入浴、排せつ等の介護サービスを常時提供	・世話人により家事等の日常生活上を援助 ・外部の居宅介護事業者に委託し、食事や入浴、排せつ等の介護サービスを提供

<人員基準>

基準省令第208条・209条・213条の4・213条の5・213条の14・213条の15

解釈通知第十五の1・十五の4・十五の5

		介護サービス包括型	日中サービス支援型	外部サービス利用型
従業者	世話人	常勤換算で、利用者数を6で除した数以上	常勤換算で、利用者数を5で除した数以上	常勤換算で、利用者数を6で除した数以上 ※平成26年4月1日時点で現存する事業所については、当分の間、10で割った数以上
	生活支援員	常勤換算で、次の①から④までに掲げる数の合計数以上 ① 障害支援区分3に該当する利用者数を9で割った数 ② 障害支援区分4に該当する利用者数を6で割った数 ③ 障害支援区分5に該当する利用者数を4で割った数 ④ 障害支援区分6に該当する利用者数を2.5で割った数		
	サービス管理	・利用者数が30人以下の場合：1人以上 ・利用者数が31人以上の場合：利用者数が30人を超えるごとに必要なサービス管理責任者が1人増える（例：利用者が31人の場合、		

	責任者	サービス管理責任者は2人以上、利用者数が61人の場合、サービス管理責任者は3人以上配置する必要がある) ※当該指定共同生活援助事業所に置かれる世話人又は生活支援員のいずれかの職務との兼務が可能。ただし、入居定員が20人以上である場合は、できる限り専従のサービス管理責任者を確保するよう努める。		
	夜間支援従業者	(定めなし)	共同生活援助住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯を通じて1人以上	(定めなし)
	備考	(定めなし)	世話人及び生活支援員のうち、1人以上は常勤	(定めなし)
管理者		1人 常勤でかつ、原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）		

<設備基準> 基準省令第210条、解釈通知第十五の2・十五の4・十五の5

立地	・住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所施設又は病院の敷地外にあること ・指定共同生活援助事業所は、1以上の共同生活住居（※）を有すること
設備	・共同生活住居（※）は、1以上のユニットを有すること ・ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備（居間、食堂等）を設けること ・ユニットの居室面積は収納設備等を除き、7.43㎡以上とすること
定員	・指定共同生活援助事業所の定員：4人以上 ・共同生活住居（※）の定員：2人以上10人以下（既存の建物を活用する場合は2人以上20人以下、都道府県知事等が特に必要と認めた場合は21人以上30人以下） ・ユニットの入居定員：2人以上10人以下 ・一の居室の定員：1人（サービス提供上必要と認められた場合は2人とすることができる）
備考	※サテライト型住居について 本体住居との密接な連携を確保しつつ、本体住居とは別の場所で運営

	される住居（サテライト型住居）は、上記の「共同生活住居」には含まれない（指定共同生活援助事業所の定員には含まれる） 【サテライト型住居の基準】 ・定員を1人とする ・日常を営む上で必要な設備を設けること ・居室の面積は、収納設備等を除き、7.43 m²以上とすること
--	--

<運営基準>

基準省令第210条の2～213条・213条の7～11・213条の17～22

解釈通知第十五の3・十五の4・十五の5

⑮ 施設入所支援

○サービスの内容

施設に入所する障害者につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行う。

<人員基準> 基準省令第4条～5条の2、解釈通知第三の1

従業者	生活支援員	・利用者数が60人以下：1人以上 ・利用者数が61人以上：1人に、利用者数が60人を超えて40又はその端数を増す毎に1人を加えて得た数以上 ※自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援B型などの提供にあたっては、宿直勤務を行う生活支援員を1人以上 ※昼間実施サービスの従業者が施設入所支援の生活支援員を兼務する場合については、昼間実施サービスの従業者の員数の算定に当たって、夜間時間帯に施設入所支援の生活支援員が勤務すべき時間帯も含めてよい（昼間実施サービスの従業者とは別に施設入所支援の生活支援員を確保する必要はない）
	サービス管理責任者	昼間実施サービスを行う場合に配置されるサービス管理責任者が兼ねる

<設備基準> 基準省令第6条、解釈通知第三の2

訓練・作業室	・専ら当該指定障害者支援施設等が提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの用に供するものであること ・訓練又は作業に支障がない広さを有すること ・訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること
居室	・1つの居室の定員は、4人以下 ・地階に設けてはならない ・利用者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き9.9㎡以上 ・寝台又はこれに代わる設備を備えること ・1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること ・必要に応じて利用者の身の回り品を保管することができる設備を備えること ・ブザー又はこれに代わる設備を設けること
食堂	・食事の提供に支障がない広さを有すること ・必要な備品を備えること
浴室	・利用者の特性に応じたものとする
洗面所・便所	・居室のある階ごとに設けること

	・利用者の特性に応じたものであること
相談室	・室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること
廊下幅	・1.5m以上とすること、ただし中廊下の幅は、1.8m以上とすること ・廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障がないようにしなければならないこと

<運営基準> 基準省令第7条～56条、解釈通知第三の3

⑯ 一般相談支援（地域移行支援／地域定着支援）

○サービスの内容

★地域移行支援

利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者支援施設入所者、あるいは精神科病院に入院中の障害者、その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者を対象に、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他必要な支援を行う。

★地域定着支援

居宅において単身で生活する障害者に、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他必要な支援を行う。

<人員基準> 基準省令第3条～4条・第40条、解釈通知第二の1・第三の1

従業者	専従の地域移行支援従事者又は地域定着支援従事者（業務に支障がない場合は他の職務の兼務可） ただし、指定地域移行支援従事者又は指定地域定着支援従事者のうち1人以上は相談支援専門員であること
管理者	1人 原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）

<運営基準> 基準省令第5条～38条・第41条～45条、解釈通知第二の2・第三の2

⑰ 特定相談支援（計画相談支援）

○サービスの内容

次のいずれの支援も行う。

★サービス利用支援

障害者の心身の状況、その置かれている環境、当該障害者等又は障害児の保護者の障害福祉サービス又は地域相談支援の利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害福祉サービス又は地域相談支援の種類及び内容を定めた「サービス等利用計画案」を作成し、支給決定等が行われた後に、障害福祉サービス事業者や一般相談支援事業者等との連絡調整を行うとともに、当該支給決定等に係る障害福祉サービス又は地域相談支援の種類及び内容、これを担当する者を記載したサービス等利用計画を作成する。

★継続サービス利用支援

支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等の心身の状況、その置かれている環境、障害福祉サービス等の利用状況その他の事情を勘案し、サービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行い、その結果に基づき、支給決定の変更等の決定又は支給決定の取消しが必要であると認められる場合における申請の勧告その他の便宜の供与、あるいは指定障害福祉サービス事業者等や指定一般相談支援事業者等との連絡調整を行う。

<人員基準> 基準省令第3条～4条の2、解釈通知第二の1

従業者	専従の相談支援専門員（業務に支障がない場合は他の職務の兼務可） ・月の平均利用者数が35件以下：1人を標準 ・月の平均利用者数が36件以上：利用者の数が35件またはその端数を増すごとに増員することが望ましい。
管理者	1人 原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）

<運営基準> 基準省令第5条～30条、解釈通知第二の2

⑱ 児童発達支援

○サービスの内容

日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援
その他必要な支援を行い、又はこれに併せて、肢体不自由（上肢、下肢又は体幹の機能の障害）のある児童に対し、児童発達支援センターにおいて治療を行う。

<人員基準> 基準省令第5条～8条、解釈通知第三の1

★児童発達支援センター以外

従業者	児童指導員 又は保育士	・障害児の数が10人以下：2人以上 ・障害児の数が11人以上：2人に、障害児の数が10件を超えて5又はその端数を増す毎に1人を加えて得た数以上 ※1人以上は常勤 ※機能訓練担当職員、看護職員を員数に含めることができる（ただしこの場合、半数以上は児童指導員又は保育士であること）
	機能訓練担当職員	機能訓練を行う場合のみ
	看護職員	医療的ケアを行う場合のみ ただし、以下のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる ・医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、医療的ケアを行う場合 ・医療的ケアのうち喀痰かくたん吸引等のみを必要とする障害児に対し、喀痰かくたん吸引等業務を行う場合 ・医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合
児童発達支援管理責任者	1人以上（1人以上は専任かつ常勤）	
管理者	1人 原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）	

※主として重症心身障害児を通わせる場合は、嘱託医、看護職員、児童指導員又は看護師、機能訓練担当職員（機能訓練を行わない時間帯は配置不要）、児童発達支援管理責任者をそれぞれ1人以上配置すること

★児童発達支援センター

従業者	嘱託医	1人以上
-----	-----	------

	児童指導員 又は保育士	・総数がおおむね障害児の数を4で除して得た数以上 ・児童指導員1人以上 ・保育士1人以上 ※機能訓練担当職員、看護職員を員数に含めることができる（ただしこの場合、半数以上は児童指導員又は保育士であること）
	機能訓練担当職員	機能訓練を行う場合のみ
	看護職員	医療的ケアを行う場合のみ ただし、以下のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる ・医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、医療的ケアを行う場合 ・社会福祉士及び介護福祉士法で定める登録に係る事業所であって、医療的ケアのうち喀痰かくたん吸引等のみを必要とする障害児に対し、喀痰かくたん吸引等業務を行う場合 ・社会福祉士及び介護福祉士法で定める登録に係る事業所であって、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合
	栄養士又は 管理栄養士	1人以上 （40人以下を入所させる施設は、配置不要）
	調理員	1人以上 （調理業務の全部を委託する場合は、配置不要）
児童発達支援管理責任者	1人以上	
管理者	1人 原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）	

※治療を行う場合には、医療法に規定する診療所として必要とされる数の従業者を配置すること

<設備基準> 基準省令第9条・10条、解釈通知第三の2

★児童発達支援センター以外

発達支援室	支援に必要な機械器具等を備えなければならない
その他設備・備品等	—

★児童発達支援センター

発達支援室	・定員：おおむね 10 人 ・障害児一人当たり床面積：2.47 m ² 以上	専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。
遊戯室	・障害児一人当たり床面積：1.65 m ² 以上	
屋外遊技場	事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む	
医務室	—	
相談室	—	
調理室	—	
便所	—	
静養室	—	
その他設備・備品等	—	
医療法に規定する診療所として必要な設備	治療を行う場合のみ設けなければならない	

<運営基準> 基準省令第 11 条～54 条、解釈通知第三の 3

⑨ 放課後等デイサービス

○就学している障害児に対し、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な支援、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。

<人員基準> 基準省令第 66 条・67 条、解釈通知第五の 1

従業者	児童指導員 又は保育士	・障害児の数が 10 人以下：2 人以上 ・障害児の数が 11 人以上：2 人に、障害児の数が 10 件を超えて 5 又はその端数を増す毎に 1 人を加えて得た数以上 ※1 人以上は常勤 ※機能訓練担当職員、看護職員を員数に含めることができる（ただしこの場合、半数以上は児童指導員又は保育士であること）
	機能訓練担当職員	機能訓練を行う場合のみ
	看護職員	医療的ケアを行う場合のみ ただし、以下のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる ・医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、医療的ケアを行う場合 ・社会福祉士及び介護福祉士法で定める登録に係る事業所であって、医療的ケアのうち喀痰かくたん吸引等のみを必要とする障害児に対し、喀痰かくたん吸引等業務を行う場合 ・社会福祉士及び介護福祉士法で定める登録に係る事業所であって、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合
児童発達支援管理責任者	1 人以上（1 人以上は専任かつ常勤）	
管理者	1 人 原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）	

※主として重症心身障害児を通わせる場合は、嘱託医、看護職員、児童指導員又は看護師、機能訓練担当職員（機能訓練を行わない時間帯は配置不要）、児童発達支援管理責任者をそれぞれ 1 人以上配置すること

<設備基準> 基準省令第 68 条、解釈通知第五の 2

発達支援室	支援に必要な機械器具等を備えなければならない
その他設備・備	—

品等	
----	--

＜運営基準＞ 基準省令第 69 条～71 条、解釈通知第五の 3

⑳ 居宅訪問型児童発達支援

○サービスの内容

主に重度の障害の状態にある障害児で、児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難なものに対し、当該障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに生活能力の向上のために必要な支援等を行う。

<人員基準> 基準省令第 71 条の 8・9、解釈通知第六の 1

訪問支援員	事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数 ※訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理担当職員として配置された日以後、直接支援の業務に 3 年以上従事した者であること
児童発達支援管理責任者	1 人以上（1 人以上は専ら当該事業所の職務に従事する者）
管理者	1 人 原則として管理業務に従事するもの（訪問支援員及び児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き、他の職務の兼務可）

<設備基準> 基準省令第 71 条の 10、解釈通知第六の 2

事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画	—
その他設備・備品等	—

<運営基準> 基準省令第 71 条の 11～14、解釈通知第六の 3

②保育所等訪問支援

○サービスの内容

保育所等の施設に通う障害児又は乳児院等に入所する障害児に対し、当該施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行う。

<人員基準> 基準省令第 73 条・74 条、解釈通知第七の 1

訪問支援員	事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数 ※訪問支援員は、障害児支援に関する知識及び相当の経験を有する児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士又は心理担当職員等であって、集団生活への適応のため専門的な支援の技術を有する者であること
児童発達支援管理責任者	1 人以上 (1 人以上は専ら当該事業所の職務に従事する者)
管理者	1 人 原則として管理業務に従事するもの（訪問支援員及び児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き、他の職務の兼務可）

<設備基準> 基準省令第 75 条、解釈通知第七の 2

事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画	—
その他設備・備品等	—

<運営基準> 基準省令第 76 条～79 条、解釈通知第七の 3

②福祉型障害児入所施設

○サービスの内容

障害児を入所させて、保護並びに日常生活における基本的な動作及び独立自活に必要な知識技能の習得のための支援を行う。

<人員基準>

基準省令第4条、解釈通知第三の1

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第48条

★主として知的障害児を入所させる場合

従業者	嘱託医	1人以上 (精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者)
	児童指導員 又は保育士	・総数がおおむね障害児の数を4で除して得た数以上 (30人以下を入所させる施設は、更に1を加える) ・児童指導員1人以上 ・保育士1人以上
	栄養士又は 管理栄養士	1人以上 (40人以下を入所させる施設は、配置不要)
	調理員	1人以上 (調理業務の全部を委託する場合は、配置不要)
	心理担当職員	心理支援を行う必要があると認められる障害児5人以上に心理支援を行う場合のみ配置
	職業指導員	職業指導を行う場合のみ配置
児童発達支援管理責任者	1人以上	
管理者	1人 原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）	

★主として自閉症児を入所させる場合

従業者	医師	1人
	嘱託医	1人以上 (精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者)
	看護職員	おおむね障害児の数を20で除して得た数以上
	児童指導員 又は保育士	・総数がおおむね障害児の数を4で除して得た数以上 (30人以下を入所させる施設は、更に1を加える)

		・児童指導員 1 人以上 ・保育士 1 人以上
	栄養士又は管理栄養士	1 人以上 (40 人以下を入所させる施設は、配置不要)
	調理員	1 人以上 (調理業務の全部を委託する場合は、配置不要)
	心理担当職員	心理支援を行う必要があると認められる障害児 5 人以上に心理支援を行う場合のみ配置
	職業指導員	職業指導を行う場合のみ配置
児童発達支援管理責任者	1 人以上	
管理者	1 人 原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）	

★主として盲児・ろうあ児を入所させる場合

従業者	嘱託医	1 人以上 (眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者)
	児童指導員又は保育士	・総数がおおむね障害児の数を 4 で除して得た数以上 (35 人以下を入所させる施設は、更に 1 を加える) ・児童指導員 1 人以上 ・保育士 1 人以上
	栄養士又は管理栄養士	1 人以上 (40 人以下を入所させる施設は、配置不要)
	調理員	1 人以上 (調理業務の全部を委託する場合は、配置不要)
	心理担当職員	心理支援を行う必要があると認められる障害児 5 人以上に心理支援を行う場合のみ配置
	職業指導員	職業指導を行う場合のみ配置
児童発達支援管理責任者	1 人以上	
管理者	1 人 原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）	

★主として肢体不自由児を入所させる場合

従業者	嘱託医	1人以上
	看護職員	1人以上
	児童指導員 又は保育士	・総数がおおむね障害児の数を 3.5 で除して得た数以上 ・児童指導員：1人以上 ・保育士：1人以上
	栄養士又は 管理栄養士	1人以上 (40人以下を入所させる施設は、配置不要)
	調理員	1人以上 (調理業務の全部を委託する場合は、配置不要)
	心理担当職員	心理支援を行う必要があると認められる障害児 5人以上に心理支援を行う場合のみ配置
	職業指導員	職業指導を行う場合のみ配置
	児童発達支援管理責任者	1人以上
管理者	1人 原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）	

<設備基準> 基準省令第5条、解釈通知第三の3

★主として知的障害児を入所させる場合

居室	・1室の居室定員：4人以下（乳幼児のみの場合：6人以下） ・障害児一人当たり床面積：4.95㎡以上（乳幼児のみの場合：3.3㎡以上） ・年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること
調理室	—
浴室	—
便所	—
医務室	30人未満の障害児を入所させる施設の場合は不要
静養室	—
職業指導に必要な設備	—

★主として自閉症児を入所させる場合

居室	・1室の居室定員：4人以下（乳幼児のみの場合：6人以下）
----	------------------------------

	・障害児一人当たり床面積：4.95 m²以上（乳幼児のみの場合：3.3 m²以上） ・年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にする
調理室	—
浴室	—
便所	男子用と女子用とを別にする
医務室	—
静養室	—

★主として盲児を入所させる場合

居室	・1室の居室定員：4人以下（乳幼児のみの場合：6人以下） ・障害児一人当たり床面積：4.95 m²以上（乳幼児のみの場合：3.3 m²以上） ・年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にする
調理室	—
浴室	手すりを設けなければならない
便所	手すりを設けなければならない
医務室	30人未満の障害児を入所させる施設の場合は不要
静養室	30人未満の障害児を入所させる施設の場合は不要
遊戯室	—
支援室	—
職業指導に必要な設備	—
音楽に関する設備	—
特殊表示等身体機能の不自由を助ける設備	—
その他	階段の傾斜を緩やかにしなければならない

★主としてろうあ児を入所させる場合

居室	・1室の居室定員：4人以下（乳幼児のみの場合：6人以下） ・障害児一人当たり床面積：4.95 m²以上（乳幼児のみの場合：3.3 m²以上） ・年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にする
----	--

調理室	—
浴室	
便所	
医務室	30 人未満の障害児を入所させる施設の場合は不要
静養室	30 人未満の障害児を入所させる施設の場合は不要
遊戯室	—
支援室	—
職業指導に必要な設備	—
映像に関する設備	—

★主として肢体不自由児を入所させる場合

居室	・ 1 室の居室定員：4 人以下（乳幼児のみの場合：6 人以下） ・ 障害児一人当たり床面積：4.95 m²以上（乳幼児のみの場合：3.3 m²以上） ・ 年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること
調理室	—
浴室	—
便所	—
医務室	—
静養室	—
支援室	—
屋外遊戯場	—
身体の機能の不自由を助ける設備	浴室及び便所の手すり等
その他	階段の傾斜を緩やかにしなければならない

<運営基準> 基準省令第 6 条～51 条、解釈通知第三の 3

②医療型障害児入所施設

○サービスの内容

保護、日常生活における基本的な動作及び独立自活に必要な知識技能の習得のための支援並びに治療を行う。

<人員基準> 基準省令第 52 条、解釈通知第四の 1

従業者	病院として必要とされる従業者	医療法に規定する病院として必要とされる数 ※主として肢体不自由のある児童を入所させる場合は、肢体の機能の不自由な者の療育に関して相当の経験を有する医師でなければならない ※主として重症心身障害児を入所させる場合は、内科、精神科、神経と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、小児科、外科、整形外科又はリハビリテーション科の診療に相当の経験を有する医師でなければならない
	児童指導員又は保育士	・主として自閉症児を入所させる場合：おおむね障害児の数を 6.7 で除して得た数以上 ・主として肢体不自由児を入所させる場合：おおむね障害児である乳幼児の数を 10 で除して得た数及び障害児である少年の数を 20 で除して得た数の合計数以上 ・児童指導員：1 人以上 ・保育士：1 人以上
	心理支援担当職員	主として重症心身障害児を入所させる場合のみ配置
	理学療法士又は作業療法士	1 人以上 ※主として肢体不自由のある児童又は重症心身障害児を入所させる場合のみ配置
	職業指導員	主として肢体不自由のある児童を入所させる場合において、職業指導を行う場合のみ配置
児童発達支援管理責任者	1 人以上	
管理者	1 人 原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）	

<設備基準> 基準省令第 53 条、解釈通知第四の 2

病院として必要とされる設備	医療法に規定する病院として必要とされる設備を有すること
支援室	—

浴室	—
----	---

★主として自閉症児を入所させる場合

病院として必要とされる設備	医療法に規定する病院として必要とされる設備を有すること
支援室	—
浴室	—
静養室	—

★主として肢体不自由児を入所させる場合

病院として必要とされる設備	医療法に規定する病院として必要とされる設備を有すること
支援室	—
浴室	—
屋外遊戯場	—
ギブス室	
特殊手工芸等の作業を支援するのに必要な設備	
義肢装具を製作する設備	他に適当な設備がある場合は不要
身体の機能の不自由を助ける設備	浴室及び便所の手すり等
その他	階段の傾斜を緩やかにしなければならない

<運営基準> 基準省令第 54 条～57 条、解釈通知第四の 3

④障害児相談支援事業所

○サービスの内容

次のいずれの支援も行う。

★障害児支援利用援助

通所支援の申請に係る障害児の心身の状況、環境、本人又は保護者の意向等を勘案して「障害児支援利用計画案」を作成し、給付決定等が行われた後に、指定障害児通所支援事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービスの種類、内容、担当者等を記載した「障害児支援利用計画」を作成する。

★継続障害児支援利用援助

通所給付決定の有効期間内において、サービスの利用状況を検証（モニタリング）し、その結果や心身の状況、意向等を勘案して計画の見直しを行う。その結果に基づき、計画の変更及び関係者との連絡調整を行うか、又は新たな給付決定等が必要な場合に保護者に対し申請の勧奨を行う。

<人員基準> 基準省令第3条～4条の2、解釈通知第二の1

従業者	専従の相談支援専門員（業務に支障がない場合は他の職務の兼務可） ・月の平均利用者数が35件以下：1人を標準 ・利用者の数が35件またはその端数を増すごとに増員することが望ましい。
管理者	1人 原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）

<運営基準> 基準省令第5条～30条、解釈通知第二の2

（５）各種資格要件

①管理者（施設長）

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 174 号））

本項で記載する指定基準はあくまで概要である。掲載していない基準、特例的な取扱い等の詳細については、関係法令等により確認する必要がある。

管理者のうち、資格要件が必要となるサービスは次の通り。

サービス種別	資格要件
療養介護	・ 医師である者
生活介護 自立訓練 就労選択支援 就労移行支援 施設入所支援	以下のいずれかを満たす者 ・ 社会福祉主事任用資格を有する者 ・ 社会福祉事業に 2 年以上従事した者
就労継続支援 A 型 就労継続支援 B 型	以下のいずれかを満たす者 ・ 社会福祉主事任用資格を有する者 ・ 社会福祉事業に 2 年以上従事した者 ・ 企業を経営した経験を有する者

②訪問系サービスの従業者（ヘルパー）・サービス提供責任者

（指定居宅介護等の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 538 号））

（こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者並びに厚生労働大臣が定める者（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 548 号））

本項で記載する指定基準はあくまで概要である。掲載していない基準、特例的な取扱い等の詳細については、関係法令等により確認する必要がある。

訪問系サービスの従業者（ヘルパー）・サービス提供責任者の主な資格要件は次の通り。

		居宅介護		重度訪問介護		同行援護		行動援護	
		従業者	サ責	従業者	サ責	従業者	サ責	従業者	サ責
①介護福祉士 ②実務者研修修了者 ③廃止前の居宅介護従業者養成研修(旧 1 級ヘルパー)		○	○	○	○	○ (実務 1 年)	○ (+⑩)	○ (実務 2 年) (※5)	○ (実務 5 年) (※5)
④居宅介護職員初任者研修課程修了者(旧 2 級ヘルパー) ⑤介護職員初任者研修課程修了者		○	×	○	○ (実務 3 年)	○ (実務 1 年)	○ (実務 3 年) (+⑩)	○ (実務 2 年) (※5)	○ (実務 5 年) (※5)
⑥障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者(旧 3 級ヘルパー)		○ (減算)	×	○	△ (※4)	○ (実務 1 年) (減算)	×	×	×
⑦重度訪問介護従業者養成研修課程修了者		○ (※1)	×	○	△ (※4)	×	×	×	×
⑧生活援助従事者研修課程修了者		○ (※2)	×	×	×	×	×	×	×
同行援護従業者養成研修	⑨一般課程修了者	×	×	×	×	○	○ (※6)	×	×
	⑩応用課程修了者	×	×	×	×	○	○ (+①～⑤のいずれか)	×	×
⑪盲ろう者向け通訳・介助員養成研修課程修了者		×	×	×	×	○ (※5)	×	×	×
⑫行動援護従業者養成研修課程修了者		×	×	○	△ (※4)	×	×	○ (実務 1 年)	○ (実務 3 年)
⑬居宅介護等事業従事経験者		○ (減算)	×	○	△ (※4)	○ (実務 1 年) (減算)	×	○ (実務 2 年) (※5)	×
⑭視覚障害者外出介護研修修了者等		○ (減算) (※3)	×	×	×	○ (実務 1 年)	×	×	×

※1 やむを得ないと認める場合に限る。報酬算定されるには直接処遇経験が必要。重度訪問介護の報酬単位が適用される。

※2 報酬算定は、家事援助及び通院等介助（身体介護を伴わない）に限る。

※3 報酬算定は、通院等介助及び通院等乗降介助に限る。

※4 やむを得ない場合に、相当の知識と経験を有する者のみ認められる。

※5 令和 9 年 3 月末までの経過措置として認められる従業者要件。

※6 3 年以上視覚障害者の介護等の業務に従事した者については、令和 7 年 4 月 1 日以降に行われる応用課程を修了した者とする。

※7 この他、重度障害者等包括支援は、従業者要件はなく、サービス提供責任者の要件として「相談支援専門員＋重障害者等包括支援対象者の支援の実務経験 3 年」を課している。

③サービス管理責任者

(平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示 544 号)

本項で記載する指定基準はあくまで概要である。掲載していない基準、特例的な取扱い等の詳細については、関係法令等により確認する必要がある。

サービス管理責任者は、(1) 実務経験要件、(2) 研修修了要件 の両方を満たすことが必要となる。

(1) 実務経験要件

次ページ「サービス管理責任者の実務要件一覧」において、以下の①～④のいずれかを満たす必要がある。

- ①区分アの業務期間が通算して 5 年以上
- ②区分イの業務期間が通算して 8 年以上
- ③区分ウの業務期間が通算して 5 年以上
- ④区分エの業務期間が通算して 3 年以上かつア～ウの業務期間が通算して 3 年以上

(2) 研修修了要件

以下の①～④の全てを満たす必要がある。

- ①サービス管理責任者基礎研修
- ②相談支援従事者初任者研修(講義部分)
- ③相談支援業務、又は直接支援業務の二年以上の実務経験等
- ④サービス管理責任者実践研修

サービス管理責任者の実務要件一覧

業務	区分	業務内容	実務経験年数
相談支援業務（※一）	ア	以下の a～f のいずれかの者であって、相談支援業務にあたったもの	5 年以上
		a 一般相談支援事業、特定相談支援事業、地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業 その他これらに準ずる事業の従事者	
		b 児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉事務所、発達障害者支援センター その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者	
		c 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センター その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者	
		d 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者	
		e 特別支援学校 その他これに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者	
		f 病院もしくは診療所の従業者又はこれに準ずる者で、次の①～④のいずれかに該当する者 ①社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者 ②相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得した者と認められる者 ③本表「区分工」に掲げる資格を有する者 ④上記 a から e までに掲げる従事者及び従業者としての期間が一年以上の者	
直接支援業務（※二）	イ	以下の a～e のいずれかの者であって、直接支援業務にあたったもの	8 年以上
		a 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院又は診療所の療養病床に係るもの その他これらに準ずる施設の従業者	
		b 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業 その他これらに準ずる事業の従事者又はこれに準ずる者	
		c 病院、診療所、薬局、訪問看護事業所 その他これらに準ずる施設の従業者	
		d 障害者の雇用の促進等に関する法律第四十四条第一項に規定する子会社、同法第四十九条第一項第六号に規定する助成金の支給を受けた事業所 その他これらに準ずる施設の従業者	
		e 特別支援学校 その他これに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者	
	ウ	上記イの業務内容について、次の a～d のいずれかの資格を有して、直接支援業務にあたったもの	5 年以上
		a 社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者	
		b 相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得した者と認められる者	
		c 保育士	
		d 精神障害者社会復帰指導員	
国家資格等の業務	工	以下の資格に基づき当該資格に係る業務に従事したもの 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士、公認心理師	次の①・②の両方 ① 当該資格に係る業務に従事した期間 ：3 年以上 ② ア～ウに従事した期間 ：3 年以上

※1「相談支援業務」

身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務を指す

※2「直接支援業務」

身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下、訓練等）を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務を指す

④児童発達支援管理責任者

(平成 24 年 3 月 30 日厚生労働省告示 230 号)

本項で記載する指定基準はあくまで概要である。掲載していない基準、特例的な取扱い等の詳細については、関係法令等により確認する必要がある。

児童発達支援管理責任者は、(1) 実務経験要件、(2) 研修修了要件 の両方を満たすことが必要となる。

(1) 実務経験要件

次ページ「児童発達支援管理責任者の実務要件一覧」において、以下の①～④のいずれかを満たす必要がある。

- ①区分アの業務期間が通算して 5 年以上 (※)
 - ②区分イの業務期間が通算して 8 年以上 (※)
 - ③区分ウの業務期間が通算して 5 年以上 (※)
 - ④区分エの業務期間が通算して 5 年以上かつア～ウの業務期間が通算して 3 年以上 (※)
- ※：いずれも業務期間の算定に際して条件あり

(2) 研修修了要件

以下の①～③の全てを満たす必要がある。

- ①児童発達支援管理責任者基礎研修
- ②相談支援従事者初任者研修(講義部分)
- ③相談支援業務、又は直接支援業務の二年以上の実務経験等
- ④児童発達支援管理責任者実践研修

児童発達支援管理責任者の実務要件一覧

業務	区分	業務内容	実務経験年数
相談支援業務（※）	ア	以下の a～f のいずれかの者であって、相談支援業務にあたったもの	5 年以上 かつ 下線部に従事した期間を除外して3年以上
		a 一般相談支援事業、特定相談支援事業、障害児相談支援事業、地域生活支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業 その他これらに準ずる事業の従事者	
		b 児童相談所、児童家庭支援センター、里親支援センター、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉事務所、発達障害者支援センター その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者	
		c 障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センター その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者	
		d 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者	
		e 学校教育法第一条に規定する学校（大学を除く） その他これらに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者	
		f 病院もしくは診療所の従業者又はこれに準ずる者で、次の①～④のいずれかに該当する者 ①社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者 ②相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得した者と認められる者 ③本表「区分工」に掲げる資格を有する者 ④上記 a から e までに掲げる従事者及び従業者としての期間が一年以上の者	
直接支援業務（※）	イ	以下の a～e のいずれかの者であって、直接支援業務にあたったもの	8 年以上 かつ 下線部に従事した期間を除外して3年以上
		a 障害児入所施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、里親支援センター、障害者支援施設、 <u>老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院又は診療所の病室の療養病床に係るもの</u> その他これらに準ずる施設の従業者	
		b 障害児通所支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業 その他これらに準ずる事業の従事者又はこれに準ずる者	
		c 病院、診療所、薬局、訪問看護事業所 その他これらに準ずる施設の従業者	
		d 障害者の雇用の促進等に関する法律第四十四条第一項に規定する子会社、同法第四十九条第一項第六号に規定する助成金の支給を受けた事業所 その他これらに準ずる施設の従業者	
		e 学校教育法第一条に規定する学校（大学を除く） その他これに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者	
	ウ	上記イの業務内容について、次の a～e のいずれかの資格を有して、直接支援業務にあたったもの	5 年以上 かつ 区分「ア」「イ」の下線部に従事した期間を除外して3年以上
		a 社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者	
		b 相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得した者と認められる者	
		c 保育士	
		d 児童指導員	
		e 精神障害者社会復帰指導員	
国家資格等の業務	エ	以下の資格に基づき当該資格に係る業務に従事したもの 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士、公認心理師	次の①・②の両方 ① 当該資格に係る業務に従事した期間 ：5 年以上 ② ア～ウに従事した期間 ：3 年以上 ※ただし区分「ア」「イ」に従事した期間を除く

※1「相談支援業務」

身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務を指す

※2「直接支援業務」

身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者又は児童につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下、訓練等）を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務を指す

⑤相談支援専門員

(平成 24 年 3 月 30 日厚生労働省告示 225 号～227 号)

相談支援専門員は、(1) 実務経験要件、(2) 研修修了要件 の両方を満たすことが必要となる。

(1) 実務経験要件

次ページ「相談支援専門員の実務要件一覧」において、以下の①～⑤のいずれかを満たす必要がある。

- ①区分アの業務期間が通算して 3 年以上
- ②区分イの業務期間が通算して 5 年以上
- ③区分ウの業務期間が通算して 10 年以上
- ④区分エの業務期間が通算して 5 年以上
- ⑤区分オの業務期間が通算して 5 年以上かつイ～エの業務期間が通算して 3 年以上

(2) 研修修了要件

相談支援従事者初任者研修を修了する必要がある。

相談支援専門員の実務要件一覧

業務区分	要件	業務内容	実務経験年数
相談支援業務（※１）	ア	平成 18 年 10 月 1 日時点で次のいずれかの者であって、同年 9 月 30 日までに相談支援業務にあたったもの 旧障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者支援事業の従事者 精神障害者地域生活支援センターの従業者	3 年以上
		以下の a～f のいずれかの者であって、相談支援業務にあたったもの	
	イ	a 一般相談支援事業、特定相談支援事業、障害児相談支援事業、旧障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業その他これらに準ずる事業の従事者	5 年以上
		b 児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者地域生活支援センター、知的障害者更生相談所、福祉事務所 その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者	
		c 障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、介護医療院 その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者	
		d 病院もしくは診療所の従業者又はこれに準ずる者で、次の(a)～(d)のいずれかに該当する者 ①社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者 ②相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得した者と認められる者 ③本表「区分オ」に掲げる資格を有する者 ④上記 a から c までに掲げる従事者及び従業者としての期間が一年以上の者	
		e 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター その他これに準ずる業務に従事した者	
		f 特別支援学校 その他これらに準ずる機関において障害のある児童及び生徒の就学相談、教育相談及び進路相談の業務に従事した者	
介護等業務（※２）	ウ	以下の a～c のいずれかの者であって、介護等業務にあたったもの	10 年以上
		a 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院又は診療所の療養病床に係るもの その他これらに準ずる施設の従業者	
		b 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業 その他これらに準ずる事業の従事者又はこれに準ずる者	
	エ	c 病院、診療所、薬局、訪問看護事業所 その他これらに準ずる施設の従業者	5 年以上
		上記ウの業務内容について、次の(a)～(d)のいずれかの資格を有して、直接支援業務にあたったもの	
		(a) 社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者	
		(b) 相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得した者と認められる者	
		(c) 保育士	
		(d) 精神障害者社会復帰指導員	
国家資格等の業務	オ	以下の資格に基づき当該資格に係る業務に従事したもの 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士、公認心理師	次の①・②の両方 ① 当該資格に係る業務に従事した期間 ：5 年以上 ② イ～エに従事した期間 ：3 年以上

※1「相談支援業務」

身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務を指す

※2「介護等業務」

身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務を指す

3. 事業所形態別の取り扱い

(1) 従たる事業所

事業所の指定は、原則として障害福祉サービスの提供を行う事業所ごとに行うが、日中活動サービス（生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型）については、以下の①及び②の要件を満たすことで、「主たる事業所」と一体的かつ独立したサービス提供の場として、「従たる事業所」を設置することが可能であり、これらを一つの事業所として指定することができる。

①人員及び設備に関する要件

ア	「主たる事業所」及び「従たる事業所」の利用者の合計数に応じた従業者が確保されているとともに、「従たる事業所」において常勤かつ専従の従業者が1人以上確保されていること。
イ	「従たる事業所」の利用定員が障害福祉サービスの種類に応じて次のとおりであること。 （Ⅰ）生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援：6人以上 （Ⅱ）就労継続支援A型又は就労継続支援B型：10人以上
ウ	「主たる事業所」と「従たる事業所」との間の距離が概ね30分以内で移動可能な距離であって、サービス管理責任者の業務の遂行上支障がないこと。
エ	利用者の支援に支障がない場合には、基準に定める設備の全部又は一部を設けないこととしても差し支えないこと。

②運営に関する要件

ア	利用申込みに係る調整、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。
イ	職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されていること。必要な場合には随時、主たる事業所と従たる事業所との間で相互支援が行える体制（例えば、当該従たる事業所の従業者が急病の場合等に、主たる事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制）にあること。
ウ	苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。
エ	事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められていること。
オ	人事・給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われるとともに、主たる事業所と当該従たる事業所間の会計が一元的に管理されていること。

（２）出張所

指定障害福祉サービス事業者等の指定等は、原則として障害福祉サービスの提供を行う事業所ごとに行うものとするが、例外的に、生産活動等による製品の販売、待機や道具の保管、着替え等を行う出張所等であって、（１）従たる事業所の②の要件を満たすものについては、「事業所」に含めて指定することができる取扱いとする。

なお、利用者の支援に支障がない場合には、基準に定める設備の全部又は一部を設けないことができる。

(3) 多機能型事業所

障害者総合支援法に基づく生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型及び就労継続支援B型並びに児童福祉法に基づく児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援の事業のうち、2つ以上の事業を一体的に行うものを多機能型事業所といい、事業所の指定は多機能型事業所として行う障害福祉サービスの種類ごとに行うものとする。

多機能型事業所の指定に際しては、以下の基準を満たす必要がある。

(1) 障害者総合支援法に基づくサービスを2以上行う場合

従業者	サービスごとに必要な員数 (管理者、サービス管理責任者間を除き、従業者間での兼務は不可)
サービス管理責任者	・利用者数が60人以下の場合、1人以上 ・利用者数が61人以上の場合、1人に、利用者数が60人を超えて40人を増すまたは端数が増すごとに1人を加えた数以上
利用定員	次の①・②のいずれも満たす必要がある。 ①事業所合計で20人以上 ②各事業所において、事業ごとに定める以下の最低定員以上 (Ⅰ)生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援：6人以上 (Ⅱ)就労継続支援A型、就労継続支援B型：10人以上 ※宿泊型自立訓練と自立訓練（生活訓練）を併せて行う場合は、宿泊型自立訓練の利用定員が十人以上かつ宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）の利用定員が六人以上
設備	サービス提供に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。 ただし、訓練・作業室については、サービスごとに設置することが必要。

(2) 児童福祉法に基づくサービスを2以上行う場合

従業者	利用定員の合計数が20人未満である多機能型事業所においては、サービスごとにおくべき常勤の従業者の員数にかかわらず1人以上 (多機能型事業所として行う指定通所支援に必要な従業者の員数を確保したうえで、従業者の兼務が可)
利用定員	すべての指定通所支援の事業を通じて10人以上 ※主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所の場合は5人以上
設備	サービス提供に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。

(3) 障害者総合支援法に基づくサービスと児童福祉法に基づくサービスをそれぞれ 1 以上
行う場合

従業者	利用定員の合計数が 20 人未満である多機能型事業所においては、サービスごとにおくべき常勤の従業者の員数にかかわらず 1 人以上 (管理者、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者間を除き、兼務は不可。ただし、各指定障害福祉サービス事業の利用定員の合計数が 19 人以下の場合、及び児童福祉法に基づくサービス事業間については、従業者の兼務が可)
サービス管理責任者 児童発達支援管理責任者	・利用者数が 60 人以下の場合、1 人以上 ・利用者数が 61 人以上の場合、1 人に、利用者数が 60 人を超えて 40 人を増すまたは端数が増すごとに 1 人を加えた数以上 ・サービス管理責任者と児童発達支援管理責任者の兼務が可
利用定員	次の①・②のいずれも満たす必要がある。 ①事業所合計で 20 人以上 ②各事業所において、事業ごとに定める以下の最低定員以上 (Ⅰ)生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援：6 人以上 (Ⅱ)就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型：10 人以上 (Ⅲ)児童発達支援、放課後等デイサービス：5 人以上 ※宿泊型自立訓練と自立訓練(生活訓練)を併せて行う場合は、宿泊型自立訓練の利用定員が十人以上かつ宿泊型自立訓練以外の自立訓練(生活訓練)の利用定員が六人以上
設備	サービス提供に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。 ただし、訓練・作業室については、サービスごとに設置することが必要。

(4) 共生型サービス

共生型サービスは、

- ・介護保険サービス事業所が、障害福祉サービスを提供しやすくする
- ・障害福祉サービス事業所が、介護保険サービスを提供しやすくする

ことを目的とした指定手続きの特例として、平成 30 年に設けられた制度である。

介護保険サービス事業所が障害福祉サービスを、障害福祉サービス事業所が介護保険サービスを提供する場合、共生型サービス創設以前は介護保険サービス・障害福祉サービスそれぞれに課された人員配置基準等を満たした上で、指定を受ける必要があった。

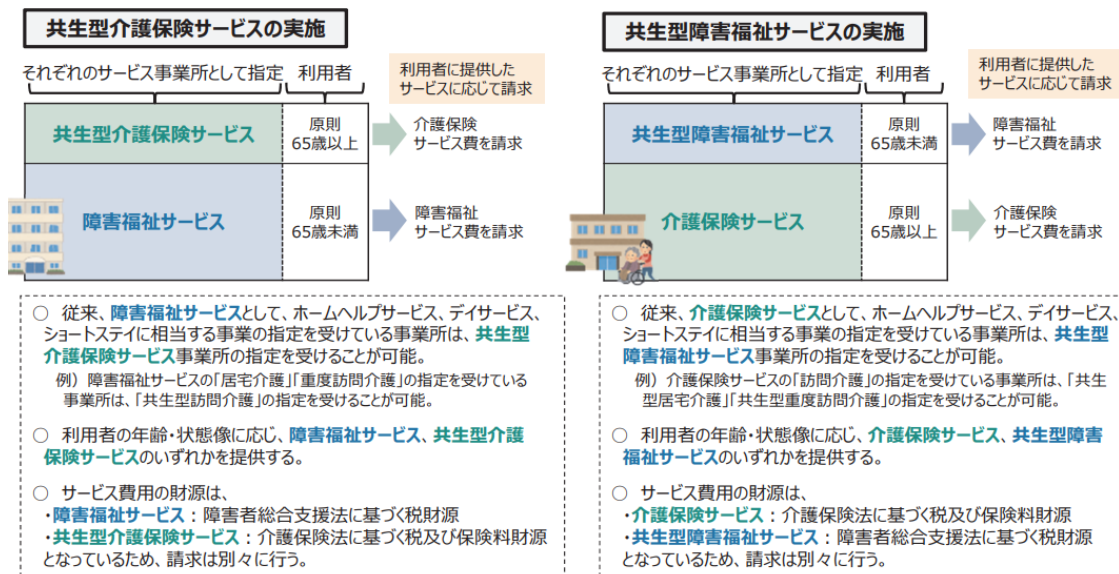
しかし、共生型サービスを活用する場合、これまで提供していたサービスと同様の人員配置基準・設備基準による運営が可能となるほか、指定を受ける際の手続きも簡略化される。

■共生型サービスの対象となるサービス（厚生労働省資料より抜粋）

	介護保険サービス		障害福祉サービス等
ホームヘルプサービス	○ 訪問介護	⇔	○ 居宅介護 ○ 重度訪問介護
デイサービス	○ 通所介護 ○ 地域密着型通所介護	⇔	○ 生活介護（主として重症心身障害者を通わせる事業所を除く） ○ 自立訓練（機能訓練・生活訓練） ○ 児童発達支援（主として重症心身障害児に通わせる事業所を除く） ○ 放課後等デイサービス（同上）
デイケア	○ 通所リハビリテーション	→	○ 自立訓練（機能訓練）
ショートステイ	○ 短期入所生活介護 ○ 介護予防短期入所生活介護	⇔	○ 短期入所
「通い・訪問・泊まり」といったサービスの組合せを一体的に提供するサービス※	○ 小規模多機能型居宅介護 ○ 介護予防小規模多機能型居宅介護 ○ 看護小規模多機能型居宅介護 □ 通い	→	○ 生活介護（主として重症心身障害者を通わせる事業所を除く） ○ 自立訓練（機能訓練・生活訓練） ○ 児童発達支援（主として重症心身障害児に通わせる事業所を除く） ○ 放課後等デイサービス（同上）
	□ 泊まり	→	○ 短期入所

人員配置基準・設備基準は、基本的に共生型サービスを開始する前に指定を受けていた事業所における基準が適用される。このため、例えば介護保険サービス事業所が共生型障害福祉サービスを実施する場合、介護保険サービスの利用者数と共生型障害福祉サービスの利用者数を合計し、その数に応じて介護保険サービス事業所として必要とされる数以上の人員を配置する必要がある。また設備基準は、介護保険サービス事業所と同様に定められている。また、運営基準についても、共生型サービスとして実施するサービスにあわせた基準が適用される。

■共生型サービスの実施イメージ（厚生労働省資料より抜粋）



共生型サービスの指定に際しては、各共生型サービスの指定基準（人員基準、設備基準、運営基準）を確認する他、以下の資料も併せて参考にされたい。

- ・地域の実情に合った総合的な福祉サービスの 提供に向けたガイドライン（改訂版）
- ・共生型サービス☆はじめの一步☆ ～立ち上げと運営のポイント～
- ・厚生労働省 HP
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398_00016.html

（５）基準該当障害福祉サービス

基準該当障害福祉サービスは、指定障害福祉サービスとしての基準は満たしていないものの、介護保険事業所等の基準を満たす事業所において提供されるサービスである。

基準該当障害福祉サービスが認められる場合としては、例えば、生活介護については「地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護を提供する」ものであることが必要であるが、高齢者、障害者、児童等に対する福祉サービスの総合的な提供を実施するにあたっては、こうした要件を満たすものとして、基準該当障害福祉サービス等を実施することが可能である。

■基準該当障害福祉サービスの種類と基準該当障害福祉サービス等が認められる要件

サービス種別	基準該当障害福祉サービス等が認められる要件
居宅介護	－
生活介護	・ 指定通所介護事業者、指定地域密着型通所介護事業者、指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者であって、地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等を提供するものであること ・ 生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること
短期入所	・ 指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者であって、基準該当生活介護等を提供するものであること ・ 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスの利用定員を通いサービスの利用定員の3分の1から9人までの範囲内とすること ・ 短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること
自立訓練（機能訓練）	・ 指定通所介護事業者、指定通所リハビリテーション事業者、指定地域密着型通所介護事業者、指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者又は病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業者であって、地域において機能訓練が提供されていないこと等により機能訓練を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等を提供するものであること ・ 機能訓練事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること
自立訓練（生活訓練）	・ 指定通所介護事業者、指定地域密着型通所介護事業者、指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者であって、地域において生活訓練が提供されていないこと等により生活訓練を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等を提供するものであること ・ 生活訓練事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること
就労継続支援 B 型	・ 社会福祉法、生活保護法に基づく授産施設経営者が運営主体であること

児童発達支援	・ 指定生活介護事業者、指定通所介護事業者、指定地域密着型通所介護事業者、指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者であって、地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定通所介護等を提供するものであること ・ 児童発達支援事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること
放課後等デイサービス	・ 指定生活介護事業者、指定通所介護事業者、指定地域密着型通所介護事業者、指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者であって、地域において放課後等デイサービスが提供されていないこと等により放課後等デイサービスを受けることが困難な障害児に対して指定通所介護等を提供するものであること ・ 放課後等デイサービス事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること

基準該当障害福祉サービスの指定に際しては、上記の他、各基準該当障害福祉サービスの指定基準（人員基準、設備基準、運営基準）を満たす必要がある。

以上